令和８年第２回定例会

西 川 町 議 会 会 議 録

令和８年　６月８日　開会
令和８年　６月12日　閉会

西　川　町　議　会

令和八年　第二回〔六月〕定例会

令和八年　第二回〔六月〕定例会

西川町議会会議録

西川町議会会議録

令和８年第２回西川町議会定例会会議録目次

第　１　号（６月８日）

○議事日程……１
○出席議員……２
○欠席議員……２
○説明のため出席した者……２
○事務局職員出席者……２
○開会の宣告……３
○開議の宣告……３
○会議録署名議員の指名……３
○会期の決定……３
○議会諸報告……４
○行政報告……５
○議案の上程……１０
○提案理由の説明……１０
○議案の審議・採決……１１
○請願の常任委員会付託……１４
○散会の宣告……１４

第　２　号（６月９日）

○議事日程……１５
○出席議員……１６
○欠席議員……１６
○説明のため出席した者……１６
○事務局職員出席者……１６
○開議の宣告……１７
○一般質問……１７
黒　田　　啓　議員……１７
佐　藤　　大　議員……２６

佐　藤　　仁　議員……４０
荒　木　俊　夫　議員……５３
奥　山　友　幸　議員……６２
○散会の宣告……６９

第　３　号（６月１０日）

○議事日程……７１
○出席議員……７２
○欠席議員……７２
○説明のため出席した者……７２
○事務局職員出席者……７２
○開議の宣告……７３
○一般質問……７３
佐　藤　耕　二　議員……７３
佐　藤　光　康　議員……８０
○散会の宣告……９７

第　４　号（６月１２日）

○議事日程……９９
○出席議員……１００
○欠席議員……１００
○説明のため出席した者……１００
○事務局職員出席者……１００
○開議の宣告……１０１
○報告第４号……１０１
○報告第５号……１０２
○報告第６号……１０４
○議案の審議・採決……１０６
○請願の審査報告……１１５
○議員派遣について……１１６

○閉会中の継続調査申出……１１６
○日程の追加……１１７
○発議第３号……１１７
○閉議・閉会の宣告……１１８
○署名議員……１１９

令　和　８　年　６　月　８　日

令和８年第２回西川町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

令和８年６月８日（月）午前９時３０分開会・開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　議会諸報告
日程第　４　行政報告
日程第　５　議案の上程
　同意第３号　西川町副町長の選任について
　同意第４号　西川町町有林運営委員会委員の任命について
　議第２９号　財産（路線バス車両）の購入について
　議第３０号　財産（福祉バス車両）の購入について
　議第３１号　令和８年度西川町一般会計補正予算（第２号）
　議第３２号　令和８年度西川町介護保険特別会計補正予算（第１号）
　発議第２号　議会活性化特別委員会の設置について
日程第　６　提案理由の説明
日程第　７　議案の審議・採決
　同意第３号　西川町副町長の選任について
　同意第４号　西川町町有林運営委員会委員の任命について
　発議第２号　議会活性化特別委員会の設置について
日程第　８　請願の常任委員会付託

出席議員（１０名）

１番	奥　山　友　幸　議員	２番	黒　田　　啓　議員
３番	佐　藤　　大　議員	４番	飯　野　幹　夫　議員
５番	荒　木　俊　夫　議員	６番	佐　藤　　仁　議員
７番	佐　藤　光　康　議員	８番	大　泉　奈　美　議員
９番	佐　藤　耕　二　議員	１０番	菅　野　邦比克　議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町　　長	菅　野　大　志　君	教　育　長	前　田　雅　孝　君
総　務　課　長	荒　木　真　也　君	企画財政課長 兼 つなぐ課長	松　田　淳一郎　君
町民税務課長 兼 会計管理者	片　山　尚　希　君	健康福祉課長	佐　藤　　晃　君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	鈴　木　雄　太　君	かせぐ課長	石　川　朋　弘　君
観　光　課　長	柴　田　知　弘　君	建設水道課長	宮　林　成　明　君
病　院　長	武　田　　隆　君	病院事務長	土　田　里　香　君
まなぶ課長	設　楽　友　弘　君	監　査　委　員	古　沢　美代子　君

事務局職員出席者

議会事務局長	工　藤　　誠　君	議会事務局長 補　　佐 兼議事係長	白　田　まゆみ　君

開会　午前　９時３０分

◎開会の宣告

○菅野議長　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和８年西川町議会第２回定例会を開会します。

◎開議の宣告

○菅野議長　これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第１号によって進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○菅野議長　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、８番、大泉奈美議員、９番、佐藤耕二議員を指名します。

◎会期の決定

○菅野議長　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から６月12日までの５日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から６月12日までの５日間に決定しました。

◎議会諸報告

○菅野議長　日程第３、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

５月11日、西村山地方議長協議会定期総会が本町で開催されました。令和７年度事業報告及び決算並びに令和８年度の事業計画及び予算が承認されました。基本方針として、西村山地方１市４町議会相互の情報交換及び連絡協調を図り、議会制度に関する調査研究、行政に関する調査研究と提言などを行い、地方自治の振興発展を図っていくことが決定されました。

５月13日には、村山地方町村議会議長会の定例総会が大江町で開催されました。総会では、令和７年度事業及び決算が報告され、令和８年度の事業計画及び予算が決定されました。地方議会が持つ立法機能、行政監督機能、さらには財政機能を有効に活用し、執行機関との協調性を図り、村山地方７町議会が緊密に相互連携し、住民に信頼され、存在感のある議会運営を図り、地域振興に寄与することが決定されました。

５月26日には、全国町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、私と佐藤耕二副議長が出席しました。

研修会では、３名の方からご講演をいただきました。一般財団法人地域活性化センター理事長の林崎理氏からは、「地方創生の先行きー地域未来戦略とともにー」、東海大学教養学部人間環境学科教授の万城目正雄氏からは、「人口減少社会における外国人財の確保・育成の実践」、京都女子大学学長の竹安栄子氏からは、「男女共同参画で地域を元気に～人口減少社会を生き抜く方策～」と題してのご講演があり、また、宮城県蔵王町議会からは女性模擬議会の取組紹介があり、これからの町村議会の活動や議員活動について考える有意義な研修会でありました。

６月１日には、山形県町村議会議長会の臨時総会が大江町で開催されました。総会では、令和７年度決算が報告、承認されました。各地方町村議会議長会から提出された国及び山形県への要望事項を確認し、その実現に向けた実行運動方法などが決定されました。

以上、議長報告といたします。

以上で、議会諸報告は終わりました。

◎行政報告

○菅野議長　日程第４、町長からの行政報告の申出がありますので、これを許します。

菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　皆様、おはようございます。

本日、令和８年度第２回定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

早速でございますが、令和７年度の各会計の収支見込みについて申し上げます。

各会計の収支残高につきましては、お配りしている資料のとおりでございます。

一般会計の収支残高は約７億9,982万円でございますが、このうち令和８年度への繰り越す繰越明許費の財源2,723万8,000円控除した実質収支、７億7,258万円となる見込みでございます。この実質収支につきましては、地方自治法第233条の２及び地方財政法第７条の規定に基づき、剰余金の処分として財政調整基金に４億円を積み立て、財政調整基金に４億円でございます、を積み立て、残る約３億7,258万円を令和８年度へ繰り越す、極めて健全な財政運営を図れるような繰越しになっております。

なお、財政調整基金及び減債基金の令和７年度末残高においては、財政調整基金は約12億9,000万円、減債基金は約９億5,300万円を確保しているところでございます。財政調整基金につきましては、このたびの剰余金の処分によりまして４億円を積み立てる予定でございますので、令和８年度当初における残高は約16億9,000万円となります。引き続き、さらに健全な財政になったということで、議員の皆様はご理解いただき、町民から財政のことをお聞きになったときは、そのようにお答えいただけると町としてもありがたく存じます。

次に、令和７年度町税関係の収支見込みについて申し上げます。

令和７年度一般会計予算における町税の収入済額は７億1,135万141円、収納率は99.23％となる見込みでございます。これは、前年度と比較しまして0.54ポイント上振れになっております。このように、各税目において高い水準の収納率を確保しており、これもひとえに物価高騰等厳しい経済情勢の中にあっても、町民の皆様をはじめ、事業者及び関係の皆様の納税に対する深い理解があったからだと深く感謝を申し上げます。

なお、各税収の見込みに関しましては、一覧表を配付しておりますので、ご確認をお願い

したいと思います。

次に、企業会計の決算見込み、申し上げます。病院事業会計の収益は７億4,365万8,688円、対前年度比678万7,209円、0.9％の増となりました。費用については、７億8,196万7,388円、前年度比0.5％の増となり、当期純損失として3,830万8,700円を見込んでいるところでございます。

なお、一般会計繰入れ前の実質欠損金は３億3,830万8,700円で、対前年比841万2,104円の2.4％の増となる見込みでございます。

続いて、西川町水道事業会計の決算について申し上げます。当期純利益として、783万939円を見込んでいるところでございます。

西川町公共下水道事業会計決算については、純利益633万8,726円を見込んでいるところでございます。

農業集落排水事業会計の決算は、当期純利益として127万9,860円を見込んでいるところでございます。

次に、月山ペアリフトの安全バーについて申し上げます。

本町の重要な観光資源であります月山ペアリフトは、月山観光開発株式会社において、４月10日のスキー場オープンから10月の夏山登山シーズンまでにかけて、安全・安心な運行に努めていただいているところでございます。当社は、株式会社ヤマコーをはじめ、寒河江市、西川町が出資する第三セクターでございます。両首長が取締役に就任し、円滑な運営が行われています。

また、事業提案において、連携する株式会社三井住友銀行の仲介によりまして、町として北日本リゾート株式会社村松麻人さんを地域活性化起業人としてお迎えし、併せて月山観光開発株式会社の取締役にも就任をいただきました。村松さんは、月山スキー場の経営力や付加価値向上に向け、ホームページの充実やＳＮＳ発信など、多方面にわたりアドバイスいただいております。

こうした中で、利用者の安全性向上を図るため、安全バーの設置によるリフト改修を行うこととし、例年６月まで架け替え工事の運休を余儀なくしていた営業を継続するために、月山観光開発株式会社において、営業努力により、必要な経費を捻出し対応に踏み切っていただいたところでございます。

その結果、今シーズンから、シーズンを通してリフトの往復乗車が可能となり、スキーを楽しまれるかたはもとより、スキーをされない方も降りることができるようになりました。

降車時には、朝日連峰や蔵王連峰といった雄大な景色を存分に楽しんでいただける環境が整いましたので、ぜひ、ご乗車いただければと思います。

なお、こうした取組は、ナショナルジオグラフィック誌による評価や、ベスト・ツーリズム・ビレッジの認定など、近年高まりを見せるインバウンド事業の流れにも寄与するものであり、本町の観光振興に重要な役割を果たすものと捉えております。今後、関係者と連携しながら、安全性の確保・魅力向上双方を図り、月山エリアのさらなる価値向上に努めてまいる所存でございます。

次に、寒河江ダム河川空間オープン化指定について申し上げます。

本件は、東北整備局より令和８年４月17日付で指定を受けました。本町においては、同年３月19日に要望書を提出し、実現にこぎ着けました。要望書の提出に当たりましては、にぎわいある水辺空間の創出に向け、昨年の10月から水源地ビジョン推進会議にご参画いただき、３回にわたる協議を重ね、実現しましたので、関係団体の皆様に対して心より感謝申し上げます。４月24日には、東北地方整備局を代表し、最上川ダム統合管理事務所長から町に対し、指定書の伝達が行われました。ご臨席いただいた皆様にも深くお礼申し上げます。

今後は、令和７年度にオープンしたフェリシア月山カヌーセンターを拠点として、実証事業により安全性が確保されたホビー、サップ、レジャーカヌー、パックラフトなどのウォーターアクティビティーを観光コンテンツとして展開し、収益強化と観光誘客の両立を図ってまいります。このたびの指定がまさにスタートであります。本町が将来にわたって持続的に発展していくためには重要な契機です。今後とも、関係者の皆様と連携を図りながら、魅力ある水辺空間の創出に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、令和８年５月16日に開催しました第７回ＯＮＳＥＮ・ガストロノミーｉｎ山形県西川町について申し上げます。

今回で７回目を迎える本イベントは、本町が誇る自然、食、温泉といった観光資源を活用し、町内外の皆様に魅力を体感していただくとともに、関係人口の拡大と観光コンテンツの持続化を図ることを目的に開催したものでございます。当日は晴天でございました。町内外から180名の皆様にご参画いただきました。そのうち町外は150名でございます。さらに、そのうち20名の方が月山志津温泉などに宿泊をされるなど、滞在型観光推進にもつながったところでございます。開催に当たりましては、吉川、沼山、入間の各区の皆様をはじめ、100名を超えるボランティアのスタッフの皆様に心温まるおもてなしをしていただきましたことに感謝申し上げます。ありがとうございます。

今後につきましては、10月３日に秋の部の開催を予定しております。来年度も内閣府の地域未来交付金を財源に継続して実施する予定ですので、引き続き、西川町の魅力を伝えていきたいと考えております。

続きまして、山形県議会総務常任委員会の現地視察受入れについて申し上げます。

５月25日に山形県議会総務常任委員会によるフェリシア月山カヌーセンターの現地調査を受入れをいたしました。当日は、遠藤委員長はじめ地元選出の楳津博士議員を含め、委員メンバー７名の皆様に、県執行部の皆様にもお越しいただきました。さらに、地元からは菅野議長、山形県カヌー協会の木村理事長、西川町カヌー協会の古澤会長などにもご参加いただいたところであり、この場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

当日は、カヌーセンター整備の目的として、第一に寒河江ダム建設により移転された112戸の皆様の思いを踏まえ、月山湖エリアを地域活性化に向けて徹底的に活用すること、もう一つは、カヌー経験者が働くことのできる場の確保、３番目に、子どもたちのカヌー環境の改善についてご説明をさせていただきました。

今回の現地調査を契機として、本町の取組に対するご理解とご支援が一層深まることを期待するとともに、今後は県議会とも連携しながら、月山湖エリアへの国際大会誘致や、観光客誘客など、さらなる魅力向上等に努めていきたいと考えております。

次に、山形県みらい企画創造部長等の現地視察受入れについて申し上げます。

５月27日には、山形県みらい企画創造部の沖本部長をはじめ、市町村課長などもご来町いただき、本町の主要な施設、プロジェクト現場をご視察をいただきました。当日は、未来交付金に加え、過疎対策事業債や辺地対策事業債を組み合わせて整備した月山カヌーセンターや悠々館、道の駅ドッグラン、トラスについて、それぞれ担当から、職員からご説明をして、整備に至った背景やその思いをご説明をしたところでございます。併せて、本町の重要な水資源がある小沼水源の地滑りの深刻な状況と、10年間で52億円の林野庁による直轄工事の御礼とその継続、対策の重要性についてお願いをしたところでございます。

山形県みらい企画創造部におかれましては、過疎対策事業債等の起債発行による協議や、特別の財政需要に対する特別交付金の配分など、日頃より本町の行財政運営に多大なご支援をいただいているところであり、今回の視察を通じ、国における重要なパイプ役として、町と一体となって取組を進めていくことでご理解をいただいたところでございます。

次に、水道事業経営戦略の改定について申し上げます。

今回の戦略の改定では、今後必要となる設備更新や整備を見込むと共に、人口減少による

収入減や物価上昇に伴う維持管理費の増加など、厳しい財政状況に合わせて整理をすることにしております。特に、水道施設の維持管理に要する経費は、利用者の減少にもかかわらず、大きく削減することが難しいことが経営上の課題となっております。

また、水道料金に関しましては、長年据え置かれている状況でございます。現状のままでは、将来にわたり安定した事業運営を維持することが難しくなる見込みでもあります。このため、今後は料金の見直しが必要であることを前提に、その必要性や背景について、町民の皆様に丁寧で分かりやすい説明を行いながら、ご理解を得ていくことが重要であると認識しております。

今後は、議員の皆様に内容をご説明し、意見を踏まえながら、改定に向けた検討を進めてまいります。また、町民の皆様に対しましても、理解の醸成に取り組んでまいります。将来にわたり持続可能な水道事業を守っていくため、引き続き、計画的な施設整備と健全な経営について努めてまいりますので、ご理解、ご協力よろしくお願いいたします。

次に、令和８年７月25日に開催予定のにしかわ夏祭り2026について申し上げます。

町民の皆様から花火大会の継続を望む声が非常に多く寄せられ、また、アンケート結果も同じようなことだったことから、財源として地域未来交付金や企業版ふるさと納税の外部調達した財源によりまして、現在、急ピッチで準備を進めているところでございます。あいべやトラスをメイン会場に、飲食店出店や、ＹＢＣラジオでも西川町を応援してくださっているシンガーソングライターの庄司紗千さんによるライブ、地元の芸能を披露などで盛り上げながら、今年も5,000発の花火をお楽しみいただければと思っております。花火の打ち上げ箇所は昨年と同じでございます。間沢、海味、沼山区を中心とした地権者、近隣の住民の皆様には多大なるご理解をいただき感謝しております。

また、町内関係事業者や町外連携企業、関係人口の皆様のご協賛や消防団員の皆様による警戒・警備、町民有志の皆様によるボランティア協力など、ご支援も必要不可欠であると考えておりますので、重ねてお願いを申し上げたいと思っております。なお、観覧席販売のご案内などは、詳しくは６月中旬にお知らせすることを目途に、今予定をしております。今年の夏祭りイベント、花火大会もぜひ期待をいただければと思います。

以上、申し上げ、６月の定例の行政報告といたします。

○菅野議長　以上で行政報告は終わりました。

◎議案の上程

○菅野議長　日程第５、議案の上程を行います。

同意第３号　西川町副町長の選任についてから発議第２号　議会活性化特別委員会の設置についてまでの７議案を一括して上程します。

◎提案理由の説明

○菅野議長　日程第６、提案理由の説明を求めます。

菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

同意第３号は、西川町副町長の選任についてでございます。

令和８年７月１日から、副町長といたしまして柴田知弘を選任するため提案するものでございます。

同意第４号は、西川町町有林運営委員会の任命についてでございます。

西川町町有林運営委員会の委員（学識経験者）として、佐藤安広は、令和８年９月２日をもって任期満了となりますので、引き続き任命するため、また、松田昌一は、令和８年４月２日をもって辞任をいたしました。その後任として横山修を新たに任命するため提案するものでございます。

議第29号は、財産（路線バス車両）の購入でございます。

路線バス車両を購入するため、地方自治法第96条第１項第８号の規定により提案するものでございます。

議第30号は、財産（福祉バス車両）の購入についてです。

福祉バス車両を購入するため、地方自治法第96条第１項第８号の規定により提案するものでございます。

議第31号は、令和８年度西川町一般会計補正予算（第２号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,368万4,000円を追加し、総額を74億6,616万3,000円とするものでございます。

補正の内容は、急を要する事務事業に係る経費について、所要の措置を講じるものでございます。

議第32号は、令和８年度西川町介護保険特別会計補正予算（第１号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、総額を７億9,066万円とするものでございます。

補正内容は、介護保険システム改修委託に係る経費についての所要の措置を講じるものでございます。

以上、申し上げましたが、詳細については担当課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○菅野議長　次に、発議案の提案理由の説明を求めます。

７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

発議第２号につきましては、議会活性化特別委員会の設置についてでございます。

西川町議会委員会条例第５条の規定により、議会活性化特別委員会を設置するため提出するものであります。委員の定数は議長を除く全員とし、調査期限につきましては、調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができるものといたします。

提出者、佐藤光康。賛成者、荒木俊夫、佐藤仁、飯野幹夫、大泉奈美。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎議案の審議・採決

○菅野議長　日程第７、議案の審議・採決を行います。

同意第３号　西川町副町長の選任についてを議題とします。

本案を審議するに当たり、柴田知弘観光課長の退場を求めます。

〔観光課長　柴田知弘君　退場〕

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

この採決は無記名投票により行います。

議場の入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○菅野議長　ただいまの出席議員は９名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第30条第２項の規定により、立会人に３番、佐藤大議員、４番、飯野幹夫議員を指名します。

書記に投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○菅野議長　念のため申し上げます。

原案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○菅野議長　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長、議席順に点呼、投票〕

○菅野議長　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

佐藤大議員、飯野幹夫議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開　　票〕

○菅野議長　投票の結果を報告します。

投票総数９票。うち有効投票９票。有効投票中、賛成９票、反対ゼロ。

以上のとおり全員賛成です。

よって、柴田知弘氏の西川町副町長の選任について同意することに決定しました。

柴田知弘観光課長の入場を許します。

〔観光課長　柴田知弘君　入場〕

○菅野議長　柴田知弘観光課長に申し伝えます。

西川町副町長の選任について、原案のとおり同意となりました。

同意第４号　西川町町有林運営委員会委員の任命についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

採決は１人ずつ行います。

最初に、佐藤安広氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、佐藤安広氏の任命に同意することに決定しました。

次に、横山修氏の任命に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、横山修氏の任命に同意することに決定しました。

本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

発議第２号　議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

発議第２号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

この際、議会活性化特別委員会の正副委員長を互選するため、休憩し、特別委員会を招集します。

暫時休憩をします。

休憩　午前１０時１６分

再開　午前１０時２５分

○菅野議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、議会活性化特別委員会の正副委員長が互選されましたので、その結果を報告します。

議会活性化特別委員会委員長に佐藤耕二議員、同副委員長に大泉奈美議員がそれぞれ選任されました。

◎請願の常任委員会付託

○菅野議長　日程第８、請願の常任委員会付託を議題とします。

本日まで受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○菅野議長　以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会　午前１０時２６分

令　和　８　年　６　月　９　日

令和８年第２回西川町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

令和８年６月９日（火）午前９時３０分開議

日程第　１　一般質問

出席議員（１０名）

１番	奥　山　友　幸　議員	２番	黒　田　　啓　議員
３番	佐　藤　　大　議員	４番	飯　野　幹　夫　議員
５番	荒　木　俊　夫　議員	６番	佐　藤　　仁　議員
７番	佐　藤　光　康　議員	８番	大　泉　奈　美　議員
９番	佐　藤　耕　二　議員	１０番	菅　野　邦比克　議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町　　長	菅　野　大　志　君	教　育　長	前　田　雅　孝　君
総　務　課　長	荒　木　真　也　君	企画財政課長 兼 つなぐ課長	松　田　淳一郎　君
町民税務課長 兼 会計管理者	片　山　尚　希　君	健康福祉課長	佐　藤　　晃　君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	鈴　木　雄　太　君	かせぐ課長	石　川　朋　弘　君
観　光　課　長	柴　田　知　弘　君	建設水道課長	宮　林　成　明　君
病院事務長	土　田　里　香　君	まなぶ課長	設　楽　友　弘　君

事務局職員出席者

議会事務局長	工　藤　　誠　君	議会事務局長 補　　佐 兼議事係長	白　田　まゆみ　君

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○菅野議長　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第２号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長　日程第１、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇　黒　田　　啓　議員

○菅野議長　２番、黒田啓議員。

〔２番　黒田　啓議員　質問席へ移動〕

○２番（黒田　啓議員）　おはようございます。２番、黒田啓です。

第２回定例会の一般質問において、最初に質問をさせていただきます。

私は、このたび初めてこの議場で一般質問に立たせていただく機会をいただきました。何分初めての一般質問ですので、不慣れな点、数々あると思いますが、本日は町民目線を大切にしながら、西川町の発展と町民の福祉の増進の思いをもって質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

今回は町営造林と区管理の区有林など、町有林全般に関わる件について質問をいたします。

町長の今回の公約の中に、本腰を入れた農林業振興、そして森林を守り次世代へと引き継ぐポイント、視点から、森林施策について２つの具体的な公約がありました。

１つ目が、各地区の町有林貸付料の半減、２つ目、林道拡幅への強力な支援制度創設、こちらは95%町負担でございます。

最初に、各地区の町有林貸付料の半減について、こちらの件で質問をいたします。

西川町の町有林の所有形態は特殊で、昭和29年の町村合併時に４村の所有していた山林を、登記上は町名義、ただその維持管理と収益については従来どおり各区のものとしました。町名義としたため、各区は固定資産税を納める必要がなくなりましたが、町にその半額を貸付料と納めることとなった経緯がございます。現状では、町有林貸付料合計430万でございますけれども、従来、林道等維持管理事業交付金、林道等維持管理補助金、林道整備事業補助金などおのおの100万、計300万が各地区への林道関連の補助金にこちらの町有林貸付料から充てられておりました。

最初の１番の質問です。半減されたこちらの財源はどこから充当されますか、伺います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　貸付料の質問に関しまして質問いただきましたので、お答えいたします。

区から年間430万円頂いております。区の財政負担を和らげるために、公約でも申し上げたように貸付料を半額にします。215万円の収入になってしまいます。しかしながら、これをもって西川町の林業関係予算を減らすということはありません。そんなせこいことはしないようにしないと思っています。

この美しい西川を守るために、その財源は好調なふるさと納税や各種基金によって充当したいと思っております。

○２番（黒田　啓議員）　回答ありがとうございます。

○菅野議長　黒田議員、手を挙げて挙手願います。

○２番（黒田　啓議員）　すみません。

○菅野議長　黒田議員。

○２番（黒田　啓議員）　要は町長から回答ありましたけれども、これは念のためということでございますけれども、確認です。林道関連の補助金については見直し等はなくて、従来どおりということで、こちら確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　特に見直しは考えておりません。

○２番（黒田　啓議員）　ありがとうございます。

○菅野議長　手を挙げて許可をもらってから話して。

黒田議員。

○２番（黒田　啓議員）　それでは、次の質問に移ります。

こちらのただいまの町有林貸付料の半減について、こちらの関連でございます。

地区によって町有林の管理形態には違いがあり、町有林を個人、区民に貸し付けている地区がございます。先人が築き上げてきた山林の管理体制の思いは様々だと思います。それゆえにこれから先の山林管理の方向性は、各地区の考えに沿って決められるものでありますし、個人貸付けを受けられている方の中には、しっかりと管理をして山林への意識も高い方がある一定数いらっしゃいますので、その意向は尊重しなければならないと思います。そのような考えの方は、従来どおり貸付けを受けて管理をしていくべきだと思います。

しかし、その一方で、その貸付けを受けている個人、また、大方のその方の現状を見ますと、木材価格の低迷にもより森林経営の関心が薄れる中、山林の管理は行われず、場所も分からず境界も分からないという実態がございます。そして、この状況は世代交代に伴い、その傾向はますます進み、個人貸付けを行っている地区にとって今後の町有林の経営管理を進める上で大きな障害になると思われます。そして、貸付けをしている各区には同じ悩みを共有していると思われます。

その現状の中で、そろそろこの時代の変化に即して個人貸付けを見直し、区にその管理を集約化して、可能な限り区の一括管理にかじを切るときではないかと思います。その上で貸付料の半減、このタイミングで貸付けを行っている地区へ個人の貸付けを解消して、区管理へと移行する方向性、こちらは各地区へヒアリングをして町が提言、提唱することは、今回の貸付料の半減、そこの効果、意味合いを大きくするのではないかと思います。

２番目の質問です。個人貸付けを行っている地区への貸付け解消の提言についての町の考えを伺います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　区が個人に対して転貸した貸付契約は、区と個人の司法上の契約でございます。主体、貸主たる区の意思表示の表明により当事者間で合意が必要であると認識しております。合意を図る上で行政手続上必要なこと、困ったことがあったら町に遠慮なくおっしゃっていただければと思います。

○菅野議長　２番、黒田啓議員。

○２番（黒田　啓議員）　回答ありがとうございます。

なかなか町での関与は大変、これは制約がある中でだと思いますけれども、地区の区有林をどう運営していくか、貸付けを受けている個人の意識調査をした上で、地区内で検討して

いく時期であると私も認識はしているんですけれども、なかなか地区でも動き出す考えはあるんですけれども、動き出すきっかけがなかなかつかめないという実態がありますので、町として何かそういう背中をちょっと押すようなタイミング、そういうものも必要でないかと思いまして質問をさせていただきました。

それでは、次の３の質問に移らせていただきます。貸付料半減の施行の時期、こちらはいつになるのか確認をさせていただきます。よろしくお願いします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　町有林の貸付料は、町有林運営条例第９条により、町有林運営委員会の審議に基づいて議会の議決を経てこれを定めるとなっております。このため、まずは町有林運営委員会において貸付料の減額の提案を私たちのほうで、事務局のほうから行いたいと思います。その上で、同委員会の決定を経て、議会に対して貸付料収入の減額の補正予算を提出する手続を踏みます。

本件で、公約でお約束させていただいたことですので、早ければ今年度から区の貸付料の半減を実現するために、今年の秋にその運営委員会を開きましてご同意いただき、年度内で減額補正を行うつもりで力強く進めてまいります。

○菅野議長　２番、黒田啓議員。

○２番（黒田　啓議員）　今、町長から回答いただきました。町有林運営委員会、こちらが秋に開催されるということなので、早い決定を期待申し上げます。

それでは、２番目の質問に移らせていただきます。林道近代化整備事業補助金について質問します。

伐採に伴う木材搬出のために、大型車両が通行できない林道を拡幅する事業を対象とする補助金、補助率95％、上限1,000万、こちらには以下５項目の要件が提示されました。

１つは、西川町林道台帳に記載されてある路線、２番目、既設の林道の拡幅で事業費が300万以上のもの、３が拡幅後、３年以内の伐採について地区内で合意形成されていること、４、林業経営体、森林組合等が拡幅後、３年以内の伐採計画に同意している、５、間伐する面積及び主伐する面積の合計が３ヘクタール以上あり、かつ搬出を計画している路線、以上５項目の要件のほか、確認させてもらいたい要件について伺います。

質問の１です。町有林だけでなく、区所有の区有林、個人所有の山林に関わる路線、こちらが該当するのかどうか伺います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　結論から申し上げると、該当いたします。

ご質問のほうの事業補助金は、公約で町民の皆様とお約束していることなので、５月１日の補正予算でご承認をいただきました。

本事業の対象は、区が管理している林道台帳に掲載された林道大型車両が通行可能に幅員を拡幅する場合でございます。その要件は、拡幅後３年以内に事業を実施する路線を活用して、３ヘクタール以上の森林伐採計画を区が策定することが必要でございます。伐採を行う森林は、町有林だけではなくて、共有林や個人の山の山林も該当いたします。

なお、この際に伐採計画には事業主体で区が立てることとしておりますので、所有者との調整は一義的には区が行う必要がございます。

○菅野議長　２番、黒田啓議員。

○２番（黒田　啓議員）　町長から回答いただきまして、詳しく分かりますので、確認をさせていただきました。

続きまして、この林道につきまして次の質問２に移らせていただきます。

分収契約の満期を迎える町営造林、樹齢、品質等、こちら杉の立木の状態に関して優先順位がつく可能性はあるかないか、こちらについて伺います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　伐採を行う森林の対象は、先ほどお答えしたとおりでございます。したがって、森林の権利、形態や樹齢、想定される材積量での優先順位はございません。

要望が多数上がった場合には、申請時期の早いもの、伐採を計画している面積が多い路線であることなどを優先して、総合的に勘案して採択を進めます。

○菅野議長　２番、黒田啓議員。

○２番（黒田　啓議員）　ただいま町長から回答ありました。詳細をちょっと確認させていただきました。ありがとうございます。

それでは、３番目の森林データのデジタル化について、こちらの質問に移りたいと思います。

令和６年度に実施された航空レーザー測量で、町の森林の詳細なデータが取られております。杉、立木のおおよその樹齢、材積とか林道との位置関係により、伐採時期の判断にも利用できるすばらしい地図データだと認識しております。

このすばらしい測量データですが、その機能面で確認をさせていただきます。

令和の時代に入りまして、町内の山林でも豪雨災害により各地で大小の被害を受けており

ますが、目視では判別できないような航空レーザー測量でなければ解析できないような規模の大きな山林の地形の災害があるかもしれません。航空レーザー測量は、山林の数値化された傾斜と地形を詳細に読み取っていると思いますが、将来の災害の危険度を認知できるような、そういった機能もあるのか伺います。

１番目の質問です。航空レーザー測量の地図データには、自然災害の危険度分析機能、このような機能はあるかどうか伺います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　結論から申し上げると、自然災害の危険度分析機能はございません。

これは、航空レーザー測量は、林野庁の林業デジタルイノベーション総合対策補助金を活用し実施いたしました。本件の予算は、町の負担はないということでございます。補助金を使うとそういった窮屈な部分もありまして、この事業は、林野庁の行政目的である高度な森林資源情報の把握等を目的としたレーザー計測や森林情報の解析に対して支援を行う事業ということでございます。そのことから、自然災害のところまでは付加しておりません。

○菅野議長　２番、黒田啓議員。

○２番（黒田　啓議員）　ただいま地図データにはそういった機能はないということを伺いましたけれども、私も何か森林データ、こちら何かハザードマップになるような可能性のあるものはあれば、すごい今後、安心してこちらに携われるなという考えで質問させていただきました。

近年、山林の豪雨災害は年々増加傾向にありますので、そういう質問をさせていただきました。回答ありがとうございます。

それでは、データの件に、次の質問に移らせていただきます。

ここ数年の間に、今年度分収契約の満期を迎える町林、町営造林の主伐が行われた場合、また、その他、各地区で皆伐、再造林または間伐等で町有林の林相は日々変化していくと思われます。航空レーザー測量にはかなりの経費がかかることは承知をしておりますが、森林の林相の変化に合わせて、こちら地図データの更新も必要になるときが来るのではないかと思いますが、これから先の地図データの更新については、この航空測量だけはないと思うんですが、こちらの更新についての考えをお伺いしたいと思います。

２番目の質問です。地図データの更新の計画はあるかどうか、こちらについて伺います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　現時点におきまして、地図データの更新の計画はございません。

その理由は２つでございます。

１つ目は、議員おっしゃるとおり、この事業は多額の費用を要し、4,000万円程度の高額な事業をしなくてはいけないということでございます。

もう一つは、測量した地形データ自体に大きな変動は特段ないのではないかということでございます。

○菅野議長　２番、黒田啓議員。

○２番（黒田　啓議員）　回答ありがとうございます。

やはり4,000万という経費を考えると、なかなかそう頻繁にできるものではないということは承知をした次第です。また、各山林等、主伐いろいろやっても、山林、森林そのものの変化はないということで理解をさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、デジタルの３番目、次の質問に移らせていただきます。今年度から導入された簡易測量機器について質問をいたします。

実は先月５月30日でございますけれども、海味区で今年度11月に分収契約の満期を60年迎える海味高旭地内の町営造林の調査をいたしました。ここは昨年２月に、当時担当でありました渡辺係長より地図データを参照して説明を受けた箇所でございます。林道に面した良材を見込める、ランクとしては上位の1.5ヘクタールの面積の町営造林です。その調査に当たりまして、簡易測量機器を使わせていただきました。導入以来初めての使用ということもあり、町のみどり共創課から武田森林活用係長にその操作を一任していただきまして調査をしてまいりました。

杉立ち木の径の情報をレーザー測量、照射によって読み取る機器でございましたが、1.5ヘクタールの面積の町営造林おおよその情報を大体半日で取ることができました。現在、その情報をパソコン上にて整理をしてもらっておりますが、森林データのデジタル化を進める上で、実際使用してみて本当に不可欠な測量機器、大変便利な機器だと感じました。各地区でも町営造林等の調査にこの簡易測量機器を利用して、今後の山林経営に生かしてもらいたい、こちらを本当に実感として感じた次第でございます。

ただし正確な測量法、使用法を習得するには、その計測のシステムを理解した上で、山林の現場で何回か使用して経験を積む必要があると思います。

３番目の質問です。簡易測量機器の測量手順等の講習会、こちらは予定されているかどうか伺います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　ご質問ありがとうございます。

簡易測量機器を実際に黒田議員も海味区のほうで使われたということで、活用いただきましてありがとうございました。

講習会の予定についてのご質問でしたので、お答えいたします。

現時点において講習会を開催する予定は、今のところはございません。

実際に使用するに当たり、簡単な説明では仕様を理解いただくことは難しいのではないかというふうに考えております。ご利用を希望された区に対して、個別にしっかりとご説明をさせていただきたいと思います。

○菅野議長　２番、黒田啓議員。

○２番（黒田　啓議員）　回答ありがとうございます。

私も今回、実際に初めて使わせていただきまして、そのシステムを１回経験したんですけれども、自分が歩いた森林、回った形跡でありますとか、そういった詳細な記録も全部残るすばらしい機械でございました。実際に山林に入って杉立ち木の材積等の調査ということは、ほとんど業者任せで、地区の方は自分の自らの手で現場に入ってやることというのはほとんどないかと思います。

今回やってみて、私も山に入るということは、多少は経験あるんですけれども、実際入ってみて、自分で計測する行為としますと、意識が大変高まったなという実感がございました。こういったことも含めて、町でもどんどん地区へのＰＲもしていただければ、地区としても森林への意識が高まる契機になるのではないかなという、こういう考えを持ちましたので、その辺も合わせてお願いをしまして、次の質問に移らせていただきます。

４番目の質問です。これからその簡易測量機器を使って山林の調査を進められると思いますが、そのデータと実際伐採をした木材の材積の照合は随時行われるかと思いますが、測量自体は人間が行うもので、誤差は出てくるものと思われます。その上で調査測量データと伐採後の材積のデータの集約と分析、こちら、将来の町有林経営にとって大変大切なデータになるかと思います。

４番目の質問です。調査測量データと伐採後の材積のデータの集約と分析について、こちらについての考えを伺いたいと思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　簡易測量機器を活用した材積量の把握は、今年度から実施していくこととなります。ご指摘ありました分析は、森林伐採を進める上で有用なデータとなるのは間違いござい

ません。このため、各区からもご協力いただきましてデータを集約して分析を行ってまいります。

○菅野議長　２番、黒田啓議員。

○２番（黒田　啓議員）　回答ありがとうございます。

まだまだ始まったばかりでございますので、これからデータ等、どんどん取るように集積なると思いますけれども、そのデータの積み重ねが正確な今後の山林、町営造林の経営にとって重要なものになると思いますので、計画的に進めていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、４番目の質問に移らせていただきます。分収契約の満期を迎える町有林についてでございます。

今年度から町との分収契約60年の満期を迎える町営造林の調査に入ります。調査に当たっては、まずは林道に面した状態のよい山林、いわゆるＡランクの山林より調査に入るという意向が示されましたけれども、これから状態のよい町有林から調査を経て、皆伐、再造林、こちらはされていくと思いますが、状態のよい山林というのはほんの一部でございます。

令和７年度町営造林伐採結果と今後の対応についての資料の中に、森林の区分別の方針が示されました。１が最優良町営造林、こちらは既存林道に面して材積を見込める町営造林、２番目、優良町営造林、こちらは既存林道に近く材積も見込める町営造林、３番目、こちらがその他町営造林、将来に向けて経営が成り立たない町営造林でございます。この３つでございました。

１番目、最優良町営造林と２番目の優良町営造林については、町と各地区の判断の下に適切に、今後経営管理されていく可能性が高いと思います。

しかし、現在の地図データから読み解くに、３、その他町営造林が多いと思われます。山林は杉の造林経営だけでなくて、自然環境と水源の確保といった環境林としての役割を考えると、森林全体を適切な管理の下に健康な状態に育成していくことも必要な面だと思います。これからの町営造林管理について、町の展望を伺いたいと思います。

こちら、１番目、経営が成り立たない町営造林への今後の対応、こちらについての展望を伺いたいと思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　お答えいたします。

おっしゃるとおり、木材価格の低迷や林業を取り巻く環境が大きく変わる中での経営が成

り立つような町営造林が西川町にはたくさんあるかというと、そうではないのかなとは思いますが、現時点ではどの町営造林が経営が成り立たないかという判断は、町のほうではしておりません。

町では、今年度、町有林運営委員会に小委員会を設置いたしまして、町営造林伐採の発注方法や分収契約の在り方について議論を進めてまいります。町として、今後の対応はその議論や地区との協議を踏まえて判断していくことになります。登記上は町の所有でありますが、実際の権利者は地区のほうにあると認識しております。したがいまして、伐採の判断主体は各地区で判断してもらうものと理解しております。

町有林運営委員会に黒田議員は委員としてなっておりませんけれども、高い見識があると思いますので、ぜひこの運営委員会にご参加ならなくても、町のほうにアドバイスいただければと思います。ありがとうございます。

○菅野議長　２番、黒田啓議員。

○２番（黒田　啓議員）　菅野町長、回答ありがとうございます。

大変この問題は難しい問題で、私もいろいろ情報とか資料を取りそろえて調べるほどに各疑問があり、なかなか深みにはまって解決しない問題だなと。こちらは日本、国全体の問題にもつながるということで、90％森林が占める西川町にとっては、継続的に知恵を絞りながら解決していかなければならない問題だと思いますので、私も今回の質問だけなく、継続して知恵を絞って皆様、町と一緒に地区の皆様も交えながら今後の森林を考えていく上で、一緒に考えていきますので、よろしくお願いしたいと思います。

これにて私の一般質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○菅野議長　以上で、２番、黒田啓議員の一般質問を終わります。

◇　佐　藤　　大　議員

○菅野議長　続いて、３番、佐藤大議員。

〔３番　佐藤　大議員　質問席へ移動〕

○３番（佐藤　大議員）　おはようございます。３番、佐藤大です。

議長より許可がありましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項の１、不登校児童・生徒の支援について質問してまいります。

近年において、不登校児童・生徒の数は年々増加の傾向にあり、2025年に文部科学省が発表した全国の小中学校における不登校児童・生徒数は約35万4,000人で、過去最多であると公表されています。また、西川町の現状においても、該当する児童・生徒がいらっしゃるとお聞きしております。

文部科学省は、これら不登校の児童・生徒や保護者を支援するため、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策でありますＣＯＣＯＬＯプランを展開し、不登校対策を推進しております。

不登校の背景の要因としては、心身の不調、友人関係、学業の不振、そして家庭要因などが複合的に影響していると言われております。これらに対応する数ある施策の中には、学びの多様化学校や校内教育支援センターの整備促進なども上げられています。

当町におきましては、現在、校内支援センターを設置すべく動いているものとのことですが、西川町教育振興基本計画においても、重点施策には多様なニーズに対応する教育の充実とあり、不登校の児童・生徒への対応の充実が具体的な施策の一つになっています。別室登校に対応する環境整備のＫＰＩは令和９年には１事業の実施を目標にしており、これに向けた施策の展開かと思いますので、質問をいたします。

（１）です。本町では、不登校児童・生徒の支援策として新たに校内支援センターの設置を検討していますが、どのような施策内容なのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

〔教育長　前田雅孝君　登壇〕

○前田教育長　佐藤大議員のご質問にお答えいたします。

校内支援センター設置の施策についてのお尋ねでございました。

校内教育支援センターとは、山形県が不登校の未然防止と早期対応、復帰対策として実施する令和８年度山形県校内支援センター支援員配置事業の取組でございます。この県事業に西川町が実施を申請し採択を受けましたので、学習指導員や校内教育支援センター指導員を、小学校の校内教育支援センターに配置するものでございます。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　県の事業ということで了解いたしました。

ということは、この事業の資金は一般財源も投入すると思いますが、県からの補助金があるということでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　補助金についてのお尋ねでございました。お答えいたします。

補助期間は３年間となっておりまして、町が３分の１、県が３分の１、国が３分の１の負担割合というふうになっております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　町が３分の１、国、３分の１、県、３分の１ということで補助があるということ、分かりました。

この教育支援センターは、不登校児童・生徒等に対応する指導を行うために、学校生活への復帰を支援するために、学校と連絡を取りつつ個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置をいたします。

西村山地区では、寒河江市の寒陵スクール、河北町の適応指導教室ゆうゆう、大江町の大江町教育支援センター、今度新しくできたようでございますが、などが上げられますけれども、当町では教育支援センターではなく支援センターということですので、教科の指導などは考えていないのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　現在、寒河江市の適応指導教室が行っているような指導員を配置しての教科指導等は行っておりませんが、今後、ニーズに応じて対応する必要があるものと考えております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　ニーズに対応して今後視野に入れているということで、ありがとうございます。いいことであるんです。これはやっぱり学校へ行けない人を見ていただくというのを本腰を入れてやっていただけるということで、大変うれしいなと私は思いました。

この学校へ行けない、行きたくないというのが不登校であります。そもそも学校へ行けない児童・生徒が、学校内にあります校内支援センターには行きづらくないのだろうかといったような問題があるのではないかと思うんですが、そういった点はどうお考えでしょうか。そしてまた、そのような児童・生徒には、どのように対応していくお考えでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　２番目の質問と承ってよろしいでしょうか。違いますか。そうですか。

不登校のお子さんは、今、議員お話しのとおり、様々な事情を抱えてなかなか学校に行けないというケースもございます。そういう意味では、学校オンリーということではなくて、学校、家庭、そして第３の居場所の提供ということも丁寧に大切に考えていかなければいけ

ない問題だというふうに考えておるところでございます。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　柔軟に対応していただけるということで、安心をいたしました。

それでは、（２）です。町としては、以前から不登校児童・生徒の支援として、スクールソーシャルワーカーを配置したり、居場所づくりに取り組んだりしているようですが、現在の段階で不登校児童・生徒への支援はどのようなことを実施しているのか、そしてまた、利用状況はどうなのかお聞きします。

また、校内支援センターの取組でありますが、これまでの施策との違いと、そして方向性はどういったものなのかお聞きいたします。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　不登校児童・生徒への支援策の具体についてのお尋ねでございました。

本町が実施しております支援策といたしましては、令和７年８月の周知イベントを皮切りに、子どもの居場所ぶなのはづくりを進めております。令和７年度に実施いたしました支援策を大別いたしますと、以下の３つになります。

１つ目としては、サポートの必要な児童・生徒、保護者への面談と体験活動の実施でございます。

２つ目といたしましては、心のつながりを創出することを狙いとするイベント活動の実施でございます。

３つ目といたしましては、支える側となる中高生ボランティアのサポートです。

申し上げましたいずれの活動も、教育委員会、まなぶ課がハブ役となり、家庭や学校、スクールソーシャルワークコーディネーター、放課後子ども教室等、そしてまたスクールカウンセラー等、子どもを真ん中に関係機関で連携して実施しております。

利用状況といたしましては、児童・生徒へのスクールソーシャルワークコーディネーターの面談といたしましては、９ケースございました。また、子どもをひきこもり状態にさせないための体験活動の実施といたしましては、ボードゲーム、ＰＣゲーム、軽い運動、調理実習などを実施しております。

心のつながりを創出するイベントに関しましては、パルクールランチ大会、これは53名の参加を得ました。ハロウィーン縁日、これは放課後子ども教室と連携して行ったものですが、60名の参加がございました。そしてボードゲームについては18名の参加がございました。

中高生ボランティアサポートに関しまして、中高生ボランティア、現在積極的に活動して

いる生徒さんが中学生４名、高校生５名ほどおりますけれども、中学生企画の雪を生かしたミニ旅籠、これは西川小学校の放課後子ども教室の近くに除雪の壁の雪壁を生かしたミニ旅籠、雪旅籠のようなものを作ったというものでございます。それから、高校生企画の英語で遊ぼうという活動を行っております。

今年度においても、ボランティア活動に参加希望の中高生が集まっている状況にございます。

そして、校内支援センターを軸とするこれまでの不登校対応との大きな違いというふうな方向性ということでございますが、従来はどちらかといえば不登校になってから学校復帰等に注力する、どちらかというと受け身の対応が多かったように思います。現在は未然防止を重視する観点から、ＳＯＳを出せる場の創出やつながりづくりを大切にしております。また、早期対応の観点からは、違和感に気づいた段階で積極的にチーム対応するということに努めております。

また、学校復帰が本人の願いとは限りませんので、本人の思いというものを大切にした対応を進めていきたいと考えております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　ぶなのはづくりの活動を一生懸命やっていただいております。サポートするということで、保護者の面談が９件ほどあったと。あとまた、各種のイベントをやっている。また中高生のボランティア、これ本当にありがたい。若い力で協力していただくということで、その活動ということで、現在の活動は分かりました。

今度新たに設置します支援センターのほうは、不登校が起きてからというよりも、未然策というか、その違和感というものを感じたら、なる前にといいますか、軽いうちにといいますか、それから対応するという考えだということで承知いたしました。

これからなんですが、当該生徒の高校進学とかという問題も出てくると思うんですが、そのときの進路支援といったものの支援体制というのはどのように検討されていらっしゃいますか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　中学校を卒業する段階の進路指導に関しましては、町が設置する教育支援委員会のほうでどのような進路が適切かということについて協議を行い、保護者、生徒さんのほうにその情報提供をするということを積極的に行っております。これは単に高校進学する直前ということだけではなくて、小学校期からのその子どもさんの成長のプロセスを全てたど

っておりますので、その上でその子どもさんが自立に向かっていくにはどういう進路がいいのかということを、専門的な立場の人々の見解を含めて協議して定め、お伝えしているという状況にございます。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました。

そうですね、小さいうちからその自立に向かっていくことに対して対応していっていただくという本当に力強いお答えだったと思います。よろしくお願いいたします。

（４）になります。当町には、学校に行けないとか、外との……

○菅野議長　（３）抜けました。

○３番（佐藤　大議員）　すみません。ごめんなさい。（３）です。昔は枠にはまる教育といった時代がありましたけれども、現在では子どもの自立を促す教育になっています。全ての児童・生徒が安心できる学校づくりをする、その一方で、本人の希望を尊重した多様な教育機会を確保するといった必要があるわけですが、どのように対応するお考えなのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　本人の希望に沿う教育学習機会をどう提供するかというふうなことでございますが、校内を拠点とする、学校の中を拠点とする取組といたしましては、先ほど来、話が出ております校内支援センターの開設、それから１人１台タブレットというものが導入されておりますので、それを活用した授業の実施等を進めているところでございます。

家庭を拠点とする取組といたしましては、本人の希望に応じた授業のタブレット配信。タブレット配信はいつでもできる用意があるのですが、本人の希望に沿ってというふうなことになります、を行っております。また、本町でも導入しているＡＩ活用型の学習支援員のアプリなども、非常に有効な手段だというふうに考えて推奨しているところでございます。

また、実は子どもさんによっては、いわゆる顔出し登校といいまして、朝、普通の子どもたちと一緒に登校できないような子どもさんもいます。そういうふうな子どもさんに関しましては、本人が登校しやすい時間帯、例えば昼の前だと登校しやすいとかあるいは夕方だと登校しやすいというお子さんもいますが、そういったことに丁寧に対応するように学校が努めている状況にございます。

併せて、第３の居場所として先ほど申し上げました学校以外の本町ではぶなのはになりますが、寒河江市の寒陵スクール、それから民間のフリースクールなどの情報についても、多様な選択肢があるということを保護者、お子さんのほうに丁寧に伝えるように努めておりま

す。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　多様な対策をしていただいているということで、安心をいたしました。

それでは、（４）です。当町には学校に行けないとか別室登校のお子さんを持つ親のために支援する団体があります。こういった民間の支援団体との関わり合いを、町としてはどのように考えているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　本人やご家族の意思を尊重しながら、民間のフリースクールとの連携に向け、スクールソーシャルワークコーディネーターのノウハウを生かしまして、情報提供と関係機関の協働を大切にしてまいりたいと考えておりますし、これまでもそのように対応してきております。

併せて、町内に立ち上がっております不登校児童・生徒を持つ親の会、おれんじルームという親の会がございますが、こちらとの連携も保護者支援の意味では非常に重要だと捉えております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　よろしくお願いいたします。

（５）になります。６月５日にタブレットつながるくんで学習生活指導補助員、校内支援センター員募集のお知らせがありました。通常学級の学習指導補助、別室登校児童等の支援を業務とする会計年度任用職員１名の募集でしたが、校内支援センターの運営にはほかにも支援員の確保が重要かと思いますが、どのように取り組んでいくのでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　支援員の確保に向けましては、町のホームページ、それからお知らせ版、つながるくんなどを活用して広報しているところでございます。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました。

全ての児童・生徒が安心できる学校づくりをする、そしてまたその一方で、本人の希望を尊重した多様な教育機会を確保するといった整備をしていただくことは、大変すばらしいことであります。

登校だけをゴールにしないといった支援を検討していただいて、町の第７次総合計画でも

うたっています誰一人取り残さない教育環境の確保に向けての子どもの居場所づくりということを目指して、よりよい環境の整備を進めていってもらいたいと願うところであります。

以上で不登校支援の質問を終わります。

○菅野議長　質問中ですが、ここで休憩します。

再開は10時40分とします。

休憩　午前１０時２６分

再開　午前１０時４０分

○菅野議長　休憩を閉じ、会議を再開します。

３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　休憩を挟みまして、引き続き質問をさせていただきます。

質問事項の２であります。町民スキー場の営業について質問してまいります。

今年度の当初予算において、スキー場の索道事業運営補助金に1,400万円が計上されていました。前年度の730万円からの倍増予算であり、町のスキー場存続への意欲を感じたところであります。

予算特別委員会での質問に対しまして、この金額は来シーズンの営業が確約された金額ではないとの答弁でした。運営会社と話を進める上で、令和６年度の営業収支に基づいて算定した金額であり、令和７年度の営業収支を基に今後話合いで検討するとの回答でした。

（１）になります。その回答から３か月ほど経過していますが、その後、運営会社との話合いを行ったのでしょうか。また、話合いの結果でありますが、運営会社側からはどのような要求が出され、そして町としてはどのような回答を出したのかお伺いをいたします。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　スキー場についてのご質問についてお答えいたします。

町民スキー場の運営につきましては、昨年度も定期的に運営会社と協議を行ってまいりましたが、今年度に入ってからは計４回にわたり協議を重ねております。

運営会社である月山観光開発株式会社からは、町に対し５月27日付で西川町民スキー場運営に関する申入れ書が提出されました。申入れ書では、既決予算の補助金額1,400万では安定した運営が困難であり、1,800万円の支援があれば今年度の運営が可能との考えが示され

ました。この金額は、令和６年度の補助実績に照らしますと約３倍の金額となります。

また、年間1,800万円の補助金を維持すること及び運営会社から示された中期維持管理計画、これは施設の修繕等に係る計画でございますが、この中期維持管理計画の確実な履行を前提として、令和11年３月まで、つまり年度で申し上げれば８、９、10年度の営業をすることを約束するとされております。

このような条件提示の下で、町としての方針について回答を求めるというふうな内容になっておりました。

しかしながら、長期維持管理計画に記載されている営業を約束する今後３年間の修繕費用は、数千万単位の多額となることが想定されます。また、今後運営をどのようにするかによって、様々な修繕のパターンが想定されます。つまり短期でスキー場を閉鎖するのであれば、そこに莫大な修繕費用を投入するのも問題であるというふうなこともあります。

そのようなことから、提出されました申入れ書の内容と修繕計画を精査し、運営会社への明確な確認を行い、費用対効果の観点や町民の声を聞きながら、町として方針を決定し、９月頃には回答してまいりたいと考えております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　1,400万円では足りないと、1,800万円が必要だというふうな回答だったと。それに対して町としては、要は修繕費用のハード面に金がかかる。そのハード面をやってもらうという条件ということでしょうから、だとすると、そのハード面の多額な費用になるということで、その辺、もう３年間だけであとやめるよなんてなった場合に、結局投資してももったいないことだと。

営業を続けるというか、町のほうとのうまく話合いをして営業を続けるような取り決めをすれば、前の一般質問での回答でも、ハード面のことでの資金というものに対しては、町長側のほうで頑張ってやるよというような回答があったんですが、その辺はどうなんでしょうか。

最後で聞きますか。そうですね。今後続けていく気があるのかということですか。分かりました。

じゃ、そことでお答えいただきます。いいですよ、分かりました。いいです。あとで、最後にお伺いします。

それで、（２）でお伺いします。前回の一般質問の答弁では、運営会社の経営状況は降雪期間が短く営業日数の減少により厳しい経営状況でしたが、リフト料金の値上げやリフト輸

送数の増加、そして補助金の増額によって、経営会社の２月までの営業収入は前年比18％の増収との回答でした。また、今後３年間の収支見込みが提出されているとの回答でしたが、収支見込みの推移はどのように見込んでいるのかお伺いいたします。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　お答えいたします。

これは運営会社から許可を得てお答えするものでございますが、提出されました今後３年間の収支見込みについて申し上げますと、収入はリフト券の販売収入、支出は人件費や燃料代、光熱水費等を含めた運営経費でございます。８年度は収入が694万円、支出が2,070万円、1,376万円のマイナスです。９年度は収入が728万円、支出が2,156万円、1,427万円のマイナスです。10年度は収入が765万円、支出が2,246万円、1,427万円のマイナスという見込みの推移が提出されております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　僅かながらですけれども、一応、収入のほうは増えていくというような見込み、微々たるものですけれども。そもそもの収入より全体的な金額が当然ないわけですが、それに対しての人件費というものは年々やっぱりアップしていくということで、マイナス。でも、マイナスというのは大体やっぱり1,400万円ぐらいなので、その1,400万円の赤字の補塡だけでは駄目だよということなんでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　1,800万円を頂かなければ運営できないという回答でございました。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　もろもろいろいろ計算してのことなんだかと思いますけれども、1,800万円の要求だったということで了解いたします。

運営会社との話合い（３）になります、運営会社との話合いの上で今年度のスキー場営業の確約はまだ取れなかったということですか。（３）で私がどうかということで聞こうと思って提出したんですけれども、要は取れなかったということで、一応、９月をめどにやっているということでよろしいんでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　現時点におきまして、運営会社から今年度の営業について無条件での確約をいただいている状況にはございません。

現在、町のほうにボールが投げられている状態でありますので、同社と意見交換をしなが

ら、９月の議会において補正予算を組むか否か検討してまいりたいと考えております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　町のほうにボールを投げられていると、こっちから回答しなきゃならないという段階であるかと思います。

早く営業の可否を、マル・バツを出してもらわないといけないわけでございますが、（４）で聞こうと思っていたんですけれども、その答えはいつ頃出せるのかと。それは９月だということでよろしいのかなと思いますが、４番目はそれでいいかと思います。

もしものことでありますけれども、営業できないというような、町からの提示が満足できないなら営業できないんだなんていうようなことになりましたら、やっぱりさらに検討いただくための対話会とかなんかを設けなければならないんじゃないのかなと思ったんですけれども、その辺はどのように考えているんでしょうか。もしものことでありますが。（５）です。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　営業継続の有無にかかわらず、適切な時期に対話会を開催し、丁寧な説明と町としての必要な対応の精査に努めてまいりたいというふうに考えております。

このスキー場の営業が継続するか否かということは、多方面に影響する問題であると認識しております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　真剣に取り組んでいただいていると思いますけれども、継続できますようによろしくお願いいたします。

（６）になります。町民の皆さんの声を伺いますと、町民スキー場はこれから先の存続を望むという意見が圧倒的でありました。地元の間沢地区においては、間沢地区の地域づくり計画書に地域資源を生かし間沢ににぎわいをとして、住民意見として冬期間、そしてシーズンオフの利活用についても意見が出されました。地域としても、スキー場ありきとして考えています。

第１回定例会においては、台湾交流においても町民スキー場は重要な役割を担っているとの質問をいたしました。町にとって、スキー場は不可欠であります。

確認します。今年度の営業は当然のことでありますが、これから先も町民スキー場の運営を継続していくということを見据えて、強い意思を持って交渉しているのでしょうか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　継続に向けて論点整理したいと思っております。

基本的には、同社も継続に向けた計画をいただきましたが、計画を見ると３年という数字が出てきております。まずは３年継続できるかどうかという検討に入らなくてはいけないと思っております。基本的には継続する方向で話合いを進めております。

私なりに今後の町民スキー場の論点を整理をすると、町民スキー場継続による町への経済効果というのはいかほどかというのは、これから、計算したことがないと思いますので、計算しなくちゃいけないと思っております。台湾の冬の事業を失う逸失利益はいかほどかという議論でございます。

２つ目の論点は、町民スキー場の維持管理計画、同社が示された計画の適切性を確認するということでございます。多額な、教育長申し上げたとおり、数千万、具体的には7,000万ほどですけれども、以上の経済、財政負担を伴うため、必要な経費と適切な見積りなのかというのをしっかり確認するということでございます。

３つ目は、営業する側の収益向上に向けた同社の自助努力がなされるかということでございます。要求などは様々いただいているわけですけれども、これをそのまま継続することで、自助努力が図られないというようなことがあってはならないと考えておりますので、そこを確認する必要がございます。

もう一つ、最後４点目は、町の町民スキー場の運営方針を町側で確立しなくてはいけないということでございました。毎年のように、昨年から継続するのかどうかというような議論で、町民の皆様にご心配をおかけしていることがありますので、しっかり町としても方針を確立しなくてはいけないと、相手がある話ではありますが、確立しなくてはいけないと思っております。

今申し上げた４点を踏まえ、１年継続する場合、２年、３年継続する場合、それ以上継続する場合の３つのケースを想定した財政負担を算出いたしまして、町側の町民スキー場運営方針というのを今年中に策定していかなくてはいけないと思っております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました、４つの点。

やはりあちらの運営会社のほうも、これだけ赤字なんだと、営業するにはプラスアルファで結局これだけ必要なんだよという金額は提示してくるわけですが、自分のところもやはりその自助努力ですね。経営の策とか何かいろいろそういうところも、これからの事業展開していく上での、計画というものをそっちのほうも出してもらいたいなとやっぱり私も思いま

す。おんぶにだっこで、町が出してけねごったらさんねったなと、出したごったらするったなというようなで、町ありきでは駄目なんじゃないのかと。うちらのほうも自助努力で、これだけ頑張ってなんぼでも経費削減したのでこれだけくださいというのとはやっぱり違うんじゃないのかなと私は感じました。

あとやはり要は経費の適正化ですね。今の話はそっちにつながるわけですけれども、そちらのほうも真剣に計算していただいて、適正な金額で、やっぱりそれにまたいろいろ上乗せという形もあるかと思うんですけれども、ある程度、内情のほうをちゃんと分かるような数字を出していただきたいと思います。

あと町へのやっぱり経済効果でありますが、台湾の、前にも一般質問しましたけれども、台湾交流ということでの町民スキー場の利用、それの経済効果なんていったって、そんな莫大なものではないとは思います。でも、これからスキー場ありきで台湾からのインバウンドとか、そういうものにつなげていく上では、なくてはならない施設であるのではないかと思うわけです。ですので、その辺も、町としてもその先を見越したやっぱり経済効果というものを、ちゃんとした見通しを立てていただいて、とにかく残していただきたいという、私としての気持ちは残していただきたいので、そちらの方向に持っていってもらえないかなと思います。

あと、先ほど最後に４番目に言いましたけれども、町として運営方針、これからどうやっていくかというちゃんとした計画というものが出されていないところもあって、町はこうなんだから、それに合わせてやってくれよというような形でも持っていかれると思うので、その辺をうまくやっぱり運営会社との話合いということをやっていただければなと思いますが、どうでしょう。

○菅野議長　答弁は前田教育長、よろしいですか。

○前田教育長　適切に判断するには、明確な根拠が必要だというふうに思いますので、今、承ったことを十分踏まえながら進めていく必要があると認識しております。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　継続していく上では、これからハード面での出費が大変あるわけです。近々にでも修繕しなくてはいけないところがあるので、結局数千万という金がかかるわけであります。その辺ですが、スキー場存続するという方向に行けば、町長はハード面に関しての資金は何とかするよというふうに、私は前の一般質問でそう捉えたんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。どう考えているんでしょうか。

いや、取りに行く自信があるのだなと私は思ったんです。私、資金です。ハード面でこちらの取決め、話合いをするのは教育委員会のほうでやるんだけれども、そちらでしっかりとこれから継続できるという回答をいただければ、ハード面に係る資金については取りに行きますというふうなお答えがありました。その辺、どうでしょうかという、どうなんですかということをお聞きいたしました。取りに行っていただけるんでしょうか。

その辺は町長が取りに行くというふうな答弁だったので、どこからか、どの金を使うかというのは、私は分からないので、そういうふうなのはあるんですかというような意味合いで前に答弁いただいたのかなと思いましたので、今、お聞きしたんです。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　まず、このさっきも申し上げた４点と経済効果を踏まえて、恐らく試算すると３年残すだけで１億超えるんですね、３年残すだけで。それを交付金が取れるのかどうかというのは、国の制度というのはころころ変わるので、これはめちゃくちゃ勉強しなくちゃいけなくて、見つけられる自信があるかないかというと、国の制度次第で、ＡＩとかで探して何とか頑張りますけれども、まずはその運営会社と先ほど申し上げた４点の議論で計画を策定して、その金額の費用対効果を検証しないといけないわけですよね。

補助金が取れるからやろうということではなくて、そもそも経済的な今後の財政負担が西川町で負えるような状態なのか、もしくはスキー場を残すことの経済効果が限定的なのかどうかとか、そういった収益面で考えなくてはいけないと思っておりますので、申し上げたいのは、お金は何とかなるという自信はそれはもちろんありますけれども、その事業が町にとって真に必要かどうかというのは、教育分野でしっかり議論しなくてはいけないと思っています。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　分かりました。

やはり教育分野のほうでしっかりとした方向づけやっていただいて、そうなりますと、町長のことですから、いろんな方面から引っ張ってくる自信があるよという前回は回答だったのかなとお見受けいたしました。

以前から町民スキー場存続に関しての質問を続けておりますけれども、今年度の当初予算では思い切った金額の索道事業運営補助金が計上されておりまして、町民スキー場存続に向けた本気度を感じたところであります。町民の皆さんも存続を望んでおり、小学校もしかり、台湾との交流事業においても必要不可欠な施設であります。

今後とも町民スキー場存続に向けたさらなるご尽力に期待をいたしまして、質問を終了いたします。ありがとうございました。

○菅野議長　以上で、３番、佐藤大議員の一般質問を終わります。

◇　佐　藤　　仁　議員

○菅野議長　続いて、６番、佐藤仁議員。

〔６番　佐藤　仁議員　質問席へ移動〕

○６番（佐藤　仁議員）　６番、佐藤です。よろしくお願いいたします。

今日は、第７次西川町総合計画の現状についてということで、令和５年度から12年度までの第７次西川町総合計画が昨年５月に改訂されましたので、それを踏まえ、第１編基本構想から第２編基本計画の中から、項目を絞って確認を含めて質問をいたします。

まず、質問の１です。

第２編の基本計画、第１章のところですが、質問１の（１）で、13ページの（６）に災害・除雪対策の項目とあります。除雪作業員の確保で現状、令和４年度は20名、令和12年度の目標として25名とありますが、現状と見通しをお聞きいたします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　お答えをさせていただきます。

総合計画において、目標値で除雪作業員の数を示しているというのは、議員ご承知かと思いますけれども、まれな自治体でございます。このようなことを目標値として掲げるという自治体は、私は記憶にないぐらいです。

その目標値は、なぜ目標値を設けているかというと、除雪作業員がこの町で暮らす上でのエッセンシャルワーカーだからでございます。目標値は令和４年に20人、令和６年にも25人としております。その目標値は、今、達成しております。これは、建設業者の皆様のふだんの努力と、町のほうでも、次に申し上げるような広報活動を行っているからではないかというふうに思っております。

１つは、20人に向けての感謝状の贈呈をしっかり町の町長、町を代表して私がしっかりお渡しして感謝を申し上げるということもしております。また、ホームページにおいて、毎年

の除雪作業員のご紹介をしております。動画であったり、メッセージであったり、顔写真つきで示しております。

もう一つは、保育園の皆様に除雪のドーザとかに乗せてＰＲをしていると。子どもたちに将来除雪作業員になってほしいなと思っていただけるように宣伝をしているところでございます。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　ありがとうございます。

今、現状、非常に厳しいと思います。一長一短でできる仕事ではないので大変だとは思いますが、よろしくお願いしたいというふうに思います。

（２）ですが、ページ14ページになります。

除雪の委託業務の作業時間管理サービスの導入ということで、作業の効率化、日報の作成支援とあります。内容と、導入しているんであればその効果等をお聞きいたします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　本サービスの導入は、総合計画の具体的な主要事業に記載しております。令和５年11月からデジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして導入したサービスは、除雪車にＧＰＳを搭載し走行データを取得することで、作業日報の作成や実績管理を自動化するなど、主に委託業者の事務作業に伴う作業効率化を目的としたＩＣＴシステムでございます。

これまで建設水道課職員及び除雪作業委託業者において、これまで紙で、手入力で経路などの報告や集計業務が行われましたが、これがデジタル化されました。この結果、随時行政側は作業状況や予算執行状況を把握が随時可能になりました。一方で、委託業者の皆様からは、私も感謝されましたけれども、事務作業の７割ぐらい削減されて助かったというような声が寄せられております。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　ありがとうございます。

私もちょっとこれ恥ずかしい話ですけれども、今まで知らなかったんですが、今年の冬にちょっといろいろな聞きたいことがあって建設課に行ったら、いつ誰がどこで何時何分に通っているんだというような話が分かるんだと。いや、すごいな、ちょっと恥ずかしながら分かった次第です。

それはやっぱり町民の方にもぜひやっぱり理解して分かっていただきたいなと、そういうふうにいろいろなことをやって作業の効率化を図って除雪をやっているんだと。そして、今、

先ほど町長が言われたように、計画書にもエッセンシャルワーカーというふうに、なくてはならない職種だというようなことで明記なっております。

何回も言いますけれども、除雪の満足度というのはアンケートやってもすばらしい数字を残しているわけです。その裏には、やっぱり町と、もちろん作業している方の努力ですよね、それがあるわけですので、そこを今後ともお互いに業者さんと町とで、いろいろな面、これ以上、またデジタル化で駆使するところがあるのかどうかちょっと分かりませんけれども、そこら辺もあればぜひやっていただいて、そこら辺もまた町民のほうにもアピールしていただいて、こうして頑張っているんだよというようなことでお示しをしていただければ、なお結構なのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、（３）です。

同じく14ページですけれども、道路可視化サービスの導入、括弧として災害発生時などの迅速な作業対応とありますが、これも内容と、導入済みであれば効果をお聞きします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　本サービスの導入は、令和５年から導入し運用開始しております。概要は車両にスマートフォンを設置して撮影した画像をＡＩにより解析して、路面状況をリアルタイムで共有するというシステムになります。

導入効果は、道路状況を面的に可視化することが可能となり、日常パトロールにおいても現地の状況を迅速に記録・把握できるほか、特に災害発生時は、初期対応の迅速化が図られるものと考えております。

具体的には、従来のようにその都度車両を停止しての撮影をするということや、記録を行うというような必要がなくなって、走行しながら路面状況の把握や記録などを可能とするなど、建設水道課職員の作業負担の軽減と作業時間の短縮化につながっております。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　ありがとうございます。

我々の知らないところで、いろいろなものを使って維持管理をやっているということで。ちなみに今の話を聞きまして、この前、私、ミニデイでうちの部落で行って、路線バスが来たんで、福祉バスではなくて、そしたらモニターに画面があって前を映しているのかなと思ったら後ろなんです。後ろの道路状況が全部記録になって、一応全部本部のほうに、これは随時リアルタイムで流れているんだと。道路状況すごい分かって、何かあった場合は非常に参考になるんだというようなことをやっていて、あ、なるほどなと。今の話を聞いてなるほ

どなというふうに思いました。

これからもいろいろ大変でしょうけれども、維持管理がスピーディーに、やっぱり業者さんとインフラの整備、新しいインフラの整備だけでなくて、やっぱり災害のときに、やっぱり頼れるのは業者さんですよね、いち早く行って対応してもらうとか、そういうところにも役立っていただければ非常に助かるのかなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、質問２にいきます。

第２編の基本計画の第２章と、あと５章の接続するということで、お聞きします。

（１）ですけれども、ページは22ページです。

先ほど、黒田議員のほうからも町有林の件、質問ありましたけれども、町有林管理の地元負担軽減で町有林等を都市公園に指定し、地方交付税の増額を図ることで、町有林等の維持管理に係る経費を捻出可能か検討するというふうにあります。現在どのような、ちょっと公表できる範囲内で、現在どのような状況なのかお聞きします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　ご指摘の財政経費捻出の事業は、総合計画に施策として記載しております。これは町民の皆様の税金で働かせていただいている行政職員として、財政確保をしっかりして、町民の皆様の幸せを追求することというのは当然のことでありまして、その志の象徴のように記載をさせていただきました。

本件は、不断の努力による財政確保をしていこうという一貫でありますので、総合計画の期限である令和12年までには一定の結論を要していきたいと考えております。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　町有林ですけれども、私も委員会にちょっと出席して資料なんか見ますと、大体町有林で山林とか全て合わせますと7,000ヘクタールぐらいあります。先ほど貸付料が430万というようなことになっております。西川町の都市公園の条例の中に、第３条ですけれども、公園の設置基準というのが幾つか載っかっています。その中で、主として動物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする公園というような項目が載っています。いろいろな対象の項目があるとは思いますけれども、そこら辺で、もしそこら辺なれば非常にいいのかなと。

ちなみに、前、４、５年前にも都市公園に追加なりましたときに、10アール当たりたしか３万5,000円だとかと、交付税とかって。今、どうだかちょっと、私確認してみないと分か

りません。仮に430万を１ヘクタール当たり３万円とすれば30万になるわけですけれども、ちなみに14.3ヘクタールです。全体の0.2％です。それの半分を例えば賄うとすれば7.2ヘクタールと。数字だけを見ればそういうふうになります。ですから、ちなみにうちの熊野地区は10ヘクタールです。それをうちのほうはならないと思いますけれども、それがなれば大体半額は賄えるのかなと。いろいろな考え、数字的に考えればそうなりますけれども、それだけではいかないとは思いますけれども、非常に発想というか着眼点は、私はすばらしいなというふうに思ったところで、現状これからもやっていただければなというふうに思います。

あと、（２）ですけれども、同じ41ページで、第５章の（１）で健全な財政運営の中で、都市公園の指定による普通交付税の確保というふうにあります。これも話せる範囲内で現状をお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　都市公園の指定による普通交付税の財源確保について、ご質問ありましたのでお答えします。

普通交付税の算定額としては、6,184万1,000円に上ります。この6,000万を超える交付税の金額というのは、山形県の町村で１位でございます。西村山管内でも１位、県内全市町村で比べても３番目であります。山形市、酒田市、次いで西川でございます。

令和３年頃に、交付税の獲得に向けて町職員が組織的に取り組んだ結果、その算定額を頂いたわけですけれども、その算定の基礎は令和３年度までは680万4,000円だったものが、令和４年度に10倍に当たる6,184万2,000円に、10倍以上に増加をいたしました。これもこの財源確保に、職員の不断の努力によるものだと思っております。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　ありがとうございます。

ちょうど４年前ぐらいになるのかな、今の話で、今現在、都市公園５か所だっけかな、６か所かな、６か所かな。一番身近なところでは役場と国道の間の公園ですよね、こっちですね。あとは、うちのほうから行けば睦合公園ですね。あれも前は2.2ヘクタールだったのが、いろいろこの前のやつでプラスになって、ちょうど東京ドーム１個分ぐらいで４万8,000平米ぐらいかな、になっています。あとは、西川の河川公園、西川中学校の下、川向かいも河川敷なんであれもなっているわけですよね。あとは……なっていないんだっけか。すみません、私ちょっと認識的にあそこは河川敷なので向かいもかなと思っていたんですけれども。あとは大井沢の河川敷ですね。あと新しくこの前なったのはダムの下の広場。あと一番大き

いのは何といっても寒河江ダムです。あれは噴水がある西側かな、フェリシアのほう側。噴水があるこっちのほうは、ちょっとなっていないはずです。あれが非常に、例えば極端にあそこの月山ダムのは三百四十ヘクタールくらいあるんですけれども、その半分近くが都市公園になっているということで、今、六千何万というようなことになっているわけで、非常に財源的には助かっている。ただ、色がついていないので本当にきているかどうかというのは、算定上しかできないわけでしょうけれども、それの交付金で。それを今後ともいろいろ検討をしていくということで、大変な苦労だと思います。候補地を上げて、それを今度書類をつくって申請すると。それを基に、今度また維持管理をしていくということになれば、非常に大変な労力だとは思いますけれども、大変失礼な言い方、頂けるものは頂いて、町の財政にプラスにしていくというようなことで、今後とも、そういう大変な作業だとは思いますけれども、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、質問の３に移ります。

第２編の基本計画の４章で支え合うということの項目があります。（１）ですが、ページ34の（２）で医療環境の整備・確保というのがあります。それで、医療ＭａａＳの現状と今後の運営方針をお聞きします。

○菅野議長　答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長　ご質問の医療ＭａａＳ導入につきましては、第４章の支え合う、医療環境の整備・確保としての具体的な主要事業に、患者ニーズに応じた遠隔医療の拡大や医療ＭａａＳの導入によるオンライン診療の多様化として記載しております。

最初に本事業の概要を申し上げます。

令和７年度に医療ＤＸの推進による遠隔医療拡大事業の１つとして、新しい地方経済生活環境創生交付金を財源として購入し、３月に納車と登載する医療機器の整備がようやく完了したところでございます。この車両には診察のスペースが設けられており、病院に通院することが難しい方のために看護師が医療ＭａａＳでご自宅に伺い、車両またはご自宅から、病院にいる医師とオンラインでつなぎながら診療を行うことができます。

次に、医療ＭａａＳ利用の現状を申し上げます。

医療ＭａａＳでの診療を実装するためには事前の調整が不可欠です。今年度４月からは、病院に定期的に通院している患者さんでオンライン診療の対象となり得る方への医師による声がけを行っているところです。

それと同時に、診療の流れの整理や、対応する医師や看護師、車両を運転するスタッフの

手配、さらにオンラインで診療を実施するための病院としての手続などが必要であり、関係職員による医療ＭａａＳ運用チームを設置し、実装に向け進めているところです。

今後の予定としましては、７月中には１日当たり１人から始めまして、状況を見ながら増やしていきたいと考えているところです。

今後の運用方針を申し上げます。

この事業に関しましての運用方針は特に設けてございません。先ほど申し上げました医療ＭａａＳの運用チームの中で、患者さんごとに異なる診療パターンや薬の受け取り方、会計の仕方など様々な流れを想定し、事業に関わる職種ごとに役割を確認し、今後実装しながらも、それぞれの患者さんに合ったオンライン診療を確立していこうと考えているところです。それによりまして運用の体制が整い適切な医療サービスが提供できるものと思っているところです。

最後に、個人に関するオンライン診療のほか、公民館などの集会施設に運行しまして、複数人を対象とする診療や、各地区で開催されている健康教室へ出向き、看護師など医療職による健康相談などの実施、また、イベント会場での救護車両や災害時の医療拠点としての活用など、多目的に使用ができるものと考えているところです。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　詳しくどうもありがとうございます。

軽トラというのかな、軽自動車で今年の３月に納入になって、本格的には、この前、２月の説明会のときは５月から運用だというようなことをお聞きしておりました。

それで、いろいろ対象者の件が出ましたけれども、基本的にはやっぱりカルテがあって、カルテがあるということは、かかりつけになっている患者さんというような、まず方針ということでよろしいんでしょうか。

○菅野議長　答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長　やはりその患者さんの状態が分からなければ、ご自宅のほうに伺って診療もできないということもありまして、まずは病院に通院している患者さんから状態を見て、医師の判断によってご自宅での診療が可能だという方に対してオンライン診療を行おうということで考えているところです。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　当然カルテがなくて状況も分からないとできないんでしょうから。そういう意味でも、かかりつけに町民さんなってくださいというような、ひとつアピールの

材料でもよろしくお願いしたいなというふうに思います。

あと、いろんなイベントとか行くという。基本的に地区は限定しないで、その患者さんによって町内全域が対象だということでよろしいんでしょうか。

○菅野議長　答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長　そのとおりでございます。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　医療ＭａａＳ、英語で言えば、モビリティ・アズ・ア・サービスということで、モビリティは移動という意味なのかな。私、あまり英語得意じゃないんですけれども、みんなのために移動をしながらサービスを行うということで、我々西川町にはなくてはならないというようなこと。ただ、運用面がこれから模索ということでしょうけれども、非常に期待、私個人は期待しております。高齢化も、あと単身、あとは高齢者の世帯が増加するによって、移動手段ですよね。これ非常に今から問題になってくるんだというふうに思います。

それで、もう一つだけですけれども、先ほど処方箋という、薬ということもありました。診てはもらっても、今度それに対する薬、処方箋、それをどのように配って、診てはけっけんと、薬は取りに来いというようになってくると大変なわけですよね。そこら辺ちょっと考えているのかちょっとそこら辺だけちょっとお聞きします。

○菅野議長　答弁は土田病院事務長。

○土田病院事務長　佐藤議員のおっしゃるとおりで、せっかくこちらから出向いたのに、薬は取りに来てくださいというような状況になる得ることもあるかと思います。受け取り方法や、あと診療費の支払い方法については、やっぱりそれぞれの患者さんによって違うかと思います。例えばご家族がいらっしゃる方については、病院のほうにいらっしゃったときに寄っていただいたり、あとは調剤薬局の協力を得て配達とか、あと郵送、宅配なども考えられると考えております。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　いろいろ模索しながらということになりますと思いますけれども、いろいろな意見をお聞きしながら、改善をしながらやっていただければなというふうに思います。

次に、（２）ですけれども、ページ34ページの（５）に在宅介護に対する経済支援ということで、ちょっとこの言葉、通告の文章がちょっと抽象的だったんですけれども、介護２以

上の方に紙おむつなど購入費として、１か月につき6,000円、町で補助していますと。要介護１の方でも必要な方がおられますと。対象者を介護１以上に拡大してはいかがでしょうかという質問です。

また、要介護１の認定の方の人数をお聞きしますということなんですけれども、ちょっと解答を考えてくれたと思うんですけれども、ちょっと細く言いますと、介護２の方で足が悪くて、あとやっぱりこっちのほうもちょっと対象だったということで。ただ膝のほうは手術してある程度よくなったと、介護認定が１になったと。ただし、別なほうはそのままだということで、町の補助が受けられなくなったというようなことがあったので、そこら辺を加味してちょっとお聞きしたかったところです。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　在宅介護の支援に関するご質問いただきましたのでお答えいたします。

まず、質問のありました介護認定の方は78名でございます。７次総合計画にも具体的な主要事業として、在宅介護応援事業の実施ということを記載しておりまして、これが議員ご指摘のご質問なのかなというふうに認識しております。

在宅介護応援金事業については、視察料などで獲得しました高齢者かせぐ基金を財源としております。これをもとに元手にして、令和７年度には３万円だった支援が５万円に支援を強化いたしました。

また、総合計画に直接ご指摘の紙おむつ購入と、支給に関しては特段総合計画には記載しておりませんけれども、これに類するということでお答えさせていただきます。

事業における我が町の補助額は、月額6,000円は、西川町は最も高い、これでもなお高い支給額だということでございます。また、支給対象においても、寒河江市を含めた西村山郡において、最も広く対象としております。金額も高く対象も広く、西川町は手厚いサービスをしているということをご認識いただきたいと思います。

議員のご提案は、補助実施要綱の第10条において、この要綱に定めのない事項については町長が別に定めるというふうにございますので、ご指摘もありましたので、要介護１の方でも該当する可能性がありますので、ケアマネジャーまたは保健センターの担当の方にお問合せをいただければと思います。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　たいへんありがとうございます。

やっぱり本人もさることながら家族の負担もあるということで、介護認定が下がると非常

に本人にとっても家族にとっても大変うれしいことなんですけれども、ただ、別な方面ではまだ附随して負担が残っているということであれば、今、言ったように町長の諮問、ましてやこれが県とか国とかの補助ではないので、町単独なので、そこら辺はフレキシブルに対応をしていただければ非常にありがたいなということで、今後よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは（３）、ページ36ページの（９）で、町内インフラの整備と維持ということで、大変申し訳ない、この中に３つも項目入れてしまって、大変ここ申し訳ないんですが、１つは遠隔検針水道メーターの導入の内容と現状と、あとこれは水道の鉛製の給水管の有無ということで、新聞の山新さんにこれ出ていたやつですけれども、これの西川町の現状。

あとは、またこれもあれですけれども、西川町の町道舗装修繕工事の策定及び本計画に基づく舗装修繕の現状についてお聞きします。すみません、いろいろ項目がいっぱいで申し訳ございません。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　お答えさせていただきます。

総合計画において、施策の分野として、山間部での積雪の多い地区において、検針員不足や降雪期に漏洩の発生発見ができないなどの課題解決のために水道スマートメーターの導入を検討し、検針業務の効率化、各家庭での漏水早期発見を図りますと記載しております。

ＫＰＩは令和12年度までに４地区導入でございます。まず遠隔検針メーターの導入についてお答えしますと、給水戸数は約20戸以下で、比較的小規模な地区を対象しております。全町的にスマート化するものではまずないということでございます。

導入状況を申し上げます。令和６年度は小山地区、軽井沢地区、合計22戸を導入をいたしました。令和７年度に志津地区17戸、弓張平も含めますが、導入をしております。

また、ご指摘の２つ目の、水道鉛製の給水管使用の有無というのは、特段、総合計画に記載はございませんが、それだと目的は使っているかどうかということでございますので、西川町では給水管に鉛製の使用はしておりません。大丈夫でございます。

３つ目のご指摘の西川町町道舗装修繕計画箇所の策定状況を申し上げます。

当該計画につきましては、年度内の策定に向けて、現在、国際航業株式会社山形営業所にまず発注しております。町道の路面正常調査を予定しているところであります。

今回の調査結果に基づきまして、舗装の劣化状況を把握した上で修繕の優先順位を整理しまして、次年度以降、本計画に基づき効率的計画が、舗装修繕を進めてまいりたいと考えて

おります。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　遠隔水道メーターということで４地区、計画書には、小山、軽井沢、本道寺、志津、４地区ということで、今、やっておると。ただ、ほかに広める予定はないというようなことで、今後これから非常にどの程度の効果というか、分かんないんですけれども、よければ進めていただければというふうに思います。

あと、すみません、水道の鉛の給水管、これ山形県で、この新聞ですと55.9キロがまだ山形県では残っているというような記事でした。西川町ではないというようなことで、給水管といえば、配水管というのは、道路でいえば町道の俗に言う本管ですよね。それから分岐して建物の中というのは給水装備ということで、主に使われているのはメーターまでよく使われていたというようなことだと思います。それは西川町では、今、ないということで非常にいいことだなと。でないと、今度また28年度まで計画書出せとかって、国で何か要請しているようですので、大変なくて結構だというふうに思います。

あと、西川町の町道の舗装計画ですよね。町道がちょっとこれ私の調べであれですけれども、大体190キロぐらいですかね、メーター数にすると。面積にすれば108万平方メーターぐらいあると。橋は90か所ぐらいで面積にすれば１万3,600平米ぐらいだというようなことを、町の書類を見て、ちょっと間違っているところは、ちょっと私、資料によって多少違ってくるとは思いますけれども。大変な数字で、それを今から調査をしながら計画を立てると。

やはり毎年のヒアリング、各地区からのいろいろな要望等は出てきます。それをかみ合わせながら計画を立てて随時修繕をやっていくということだと思います。やっぱり新しいインフラ等も絶対的に必要なものは整備していかなきゃならないわけですけれども、やっぱりこれからは既存のインフラをいかにうまく整備して使っていくかというのは非常に大事になってくるわけですので、この前もちょっと話ししたか分かりませんけれども、町道なんか、うちのところも表面の舗装新しくなって白線を引いてもらうと。何か地区が明るくなったような、非常にインフラを整備すると地区が明るくなって、住んでいる人も何か明るい気分になるというような効果があります、インフラ整備というのは。そこら辺、いろいろな計画を立てながら、しかも各地区の要望を聞きながら順位決めて進めていくというのは大変だと思いますけれども、今後よろしくお願いできればなというふうに思います。

最後の質問というか、これはちょっと質問になるのかどうかあれですけれども、質問の４ですけれども、第１編の基本構想の中に、ページ８ページですけれども、目指す職員像とい

うのが昨年の５月に改訂版で新しく掲載されました。１から６まであります。

その中で、ちょっと私が非常に印象に残ったのは、①の「公務員としての高い倫理観や使命感、深い郷土愛を持ち、町民に信頼される職員ということで、町民の信頼を損なうことのないよう全体の奉仕者としての高い倫理観や使命感を持ち、公務を誠実にやり抜く姿勢と西川町を深く愛する心を持つことが求められます」ということが①です。また、⑥は「明るい大きな声で挨拶をする」と。職員ということで挨拶をする職員ということで、「挨拶は人としての基本であり、誰でも予算をかけずに幸せを提供することができる簡単なコミュニケーション」という２つの項目が特に印象的でしたけれども、掲載した狙いをお聞きしたいというふうに思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　本件は、もともと第３次総合計画の昭和60年頃ですけれども、クオリティ・オブ・ライフだったかな、西川に、役場職員は総合サービス業だという一文がございました。これを私、５年ぐらい前に拝見したときに、これは西川町先進的だな、昭和50年頃はというふうに、そういう志でその当時の役場職員が働いていたんだなというのに感銘を受けまして、これを、そこでも第３次総合計画でしばらくの間、挨拶に関する表記は総合計画に記載なかったんであります。いつの間にかなくなっていたと。これは残念だなと思っていまして、西川町のよき文化として残すべきではないかということで、まず目指すべき職員像を計画に入れようということは、私申し上げました。その職員像は、若手職員が中心となって、今、ご記載のところは若手職員が中心になって考えていただきました。

全体の奉仕者を記載したというのは、これは地方公務員法第30条にその旨書いてありますので、改めて法律に基づくことなんだと。これを遂行する私たちの目的は、全町民、町民以外も、あれ何て書いたんでしたっけ、これ。目指すべき職員像で、全体の奉仕者というふうに書いたのが公務員法に基づき書いたものです。挨拶を盛り込んだのは、役場の若手職員も記載していただきましたけれども、私も町民に幸せを追求する使命が私たちの使命でありますので、まず挨拶はしっかりやろうよ、人とのコミュニケーションの基本なんだということで、私も訓示のときにも申し上げてきました。やっぱり挨拶をされるというのは、とても気持ちいいことですので、私も含めて励行していきたいと思いますので、もし不足のところがあったらご指摘いただければと思います。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　ありがとうございます。

奉仕者に関しましては、私憲法のことよく分かりませんけれども、日本国憲法の第15条の２に、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないというふうに、きちんと定義なっています。これは憲法は最高法規ですので、それを基にいろいろな法律があるということで、例えば国家公務員法の96条にもその旨が記載になっていますし、町長がおっしゃったように地方公務員法の30条にもその旨が載っかっています。ちなみに、全ての職員は、これも30条ですね、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たって全力を挙げてこれに専念しなければならないというようなことに載っかっております。

ちなみに我々も地方公務員法３条の３項で特別職の公務員になっていますので、やっぱり我々議員もはじめ、これは肝に銘じて今後やっていかなければいけないのかなというふうに思ったところ、これ載かっていたものですからちょっとお聞きしました。

それと挨拶です。これも私事で恐縮ですけれども、前のＮＨＫのアナウンサーで今はもう亡くなっていないんですけれども、本の中に挨拶という言葉に対して書いているところがあります。挨拶の「挨」というのは開くという意味だと。挨拶の「拶」というのは迫るという意味。挨拶は自分から心を開いて相手に迫ることなんだと。もう一つ、挨拶の「挨」というのは押すという意味だと。「拶」は返すと意味があると。要するに挨拶をしたら返しなさいというような意味だというのは、非常に、私これ四十数年前に読んだ本の中にあったものですから、ずっと頭にありました。ただ、頭にあるんですけれども、うちではおはようとか、ただいまと言ったことがないので、うちのかみさんから怒られている現状でこんなこと申し上げるのは大変おこがましいんですが、非常に２つの、全体の奉仕者ということと、挨拶非常に気になったものだからお聞きしました。

すみません、その辺も町長、もしコメントがあればひとつお願いしたいなというふうに思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　挨拶を励行するというのも、私も含めて職員にも訓示などで毎回、あとメモを取ると、挨拶いうのは実施していきたいと思っていますので、しっかり手帳を持ってしっかり町民の声をお聞きしたいと思いまして、家族にも私も挨拶しなくちゃいけないと思っています。ありがとうございます。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　あと12分50秒でありますけれども、以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○菅野議長　以上で、６番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

◇　荒　木　俊　夫　議員

○菅野議長　続いて、５番、荒木俊夫議員。

〔５番　荒木俊夫議員　質問席へ移動〕

○５番（荒木俊夫議員）　５番、荒木俊夫です。今日は大分時間早く進んでおりまして、午後のつもりでゆっくりしておりましたら指名なりましたので、よろしくお願いしたいと思います。

令和７年３月の定例議会の一般質問で町有林の活用について質問させていただきました。

これまで町有林といえば、学校建設などで一部町有林を活用してまいりましたけれども、令和７年度においては、町有林の伐採を実施していただきましたので、その結果を踏まえて伺いたいと思います。今までは机上論でありましたけれども、実際に実施していただいたということで、いろいろ得るものがあったのではないかなと思っています。

また、西川町の歴史文化資料館、こちらにおいては、５月１日から７月31日まで「義務造林展－川土居村のユートピア構想－」が開催されております。今から111年前、１世紀も前ですけれども、川土居村においては村の財産形成のため、全戸を挙げて造林事業を始めました。昭和29年に４村が合併して誕生した西川町においても、町有林として各地区と町が一体となり造林事業を実施してまいりました。これまで多くの方々の努力で築き上げられた町有林の利活用対策について質問をしたいと思います。

なお、お断り申し上げておきますけれども、本日、一番最初に黒田議員が同様の内容で質問された事項もございます。そういった質問については、重ならないよう割愛をさせていただくものもありますので、どうかひとつよろしくお願いしたいと思います。

質問１であります。

歴史文化資料館で義務造林展が開催されており、川土居村では大正４年から全戸を挙げて義務造林事業を実施してまいりました。これは１戸、毎年50本ずつ造林するというものでありました。そして、将来は村税を無料、病院も無料、道路を整備し自動車を走らせる、学校を造り教育を行う、村立銀行や電話やラジオの整備など、豊かな村づくりを目指しました。これは全戸平等出資による村民による村民のための財産形成でもありました。

菅野町長もこの義務造林展を見ていただいておりますが、この取組について、今、西川町のリーダーとして、どういうふうに感じられたかお聞きしたいと思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　歴史文化資料館で展示されている義務造林展の所感についてのお問合せだと思いますので、ご回答させていただきます。

私も伺って、まず資料収集に当たっていただいた歴史文化資料館のスタッフの皆様に感謝を申し上げるということでございます。さらに、紙芝居や絵コンテも作っていただいて、アーカイブとして音声データとして残って、分かりやすく解説いただいているというのは、西川町の宝になるのではないかなと思いました。

この大変な作業、川土居村の皆様が実施していただくに当たって、村民一丸となって町の病院を無料化しようとか、そういった志の下、植林をしていただいたというのには敬意を申し上げます。また、一体感がすばらしいなと思いました。視察のほうが、その当時たくさんいらっしゃったという記述がございました。これもやはり、今の西川町も視察いらっしゃっていますけれども、まだまだ当時の川土居村に近づかなくてはいけないなと、改めて思いました。

もう一つは、絵コンテの解説でありましたけれども、議会の皆様の広報・広聴活動がすばらしいなというのは思いました。各地区に所属する各地区の議員の皆様が、村民の皆様お一人お一人説得をなされていらっしゃったということを感銘を受けた次第でございます。

一方で、その当時の植林を基に町を活性化していこうというような、徹底したとがった政策であったなと思う一方で、投資のリスクというのも伴うというふうに改めて思いました。投資をして、まさか今の市況の変化というのは恐らく想定をしていなかったと思います。こういったことが私も起きないように、市況の変化があってもなお、ほかのことに投資をする分散投資というのも必要なのだなというふうに、１つの作物とかいうことではなくて、分散をして作物を栽培するというような分散投資の必要性というのも肝に感じた次第であります。

以上です。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　率直な感想いただきましてありがとうございます。

義務造林展をまず実施していただいたスタッフの皆さんに、本当に丁寧につくっていただいたなというふうに思っております。私事になるんですけれども、私の曽祖父も造林組合長

として当時奔走したということで、祖父や父から聞いておりました。

自治体の運営、住民を幸福にするためには、将来を見据えた財源と夢が必要なのかなと改めて感じたところでありまして、今の西川町も財源確保に一生懸命頑張っていただいております。やはり安定した財源がないと、いろんなやることはいっぱいあるんですけれども、住民の幸せのためには安定した財源が必要なのかなと。あと、今、町長もおっしゃったように、分散化すること、今の近代化の社会においては必要なのかなというふうに私も感じたところでありまして、本当にすばらしい特別展だなというふうに思って感じておったところでございます。

ただ、残念なことに昭和39年に木材が自由化になりまして、国内の木材価格が下落して現在に至っているということになっております。ただ、先日の新聞によりますと、現在、林業の白書によりますと、建築用資材でいきますと国内の木材は50％を超えているということもありまして、木材の需要も少しずつ、国内産の木材の需要も増えてくるのかなと思っています。ただ、この特別展を見まして、私もこの精神を引き継いでいかなければならないというふうに感じたところでございます。

質問２に入りますけれども、その前に議長から指示がありますので、ここでやめたいと思います。

○菅野議長　質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後１時とします。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　１時００分

○菅野議長　休憩を閉じ、会議を再開します。

５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　質問の２番に入らせていただきたいと思います。

吉川区においても町有林の活用について、昨年度より委員会をつくって補助制度や現地調査を行いながら現在も検討をしているところでございます。これまでも町有林の在り方について、町有林運営委員会でも検討されてきたと思います。実際に町有林を活用するに当たり、どの程度の収支になるのか、問題点はないのかを確認するため、令和７年度に実施していた

だきました町有林の伐採事業についてお伺いをいたします。

１点目です。

伐採事業の目的、場所、伐採地の地理的条件、期間、請負業者について伺います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　お答えいたします。

昨年実施した町営造林伐採事業は、昭和41年11月に締結した分収契約の満期が迎えることから、初めて実施をいたしました。伐採した町営造林の場所は、睦合の金沢地内になります。伐採地の地理的条件は以下の３つでございます。林道から近いか、近くに広い土場があるか、10トントラックが走行可能かという立地条件でございます。伐採期間は令和７年５月27日から11月28日までです。伐採の請負者は西村山地方森林組合でございます。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　分収契約が満期になっているということで、これについては地区からのご要望があって、町と協議して決定していったのか、ほかの地区の要望等あったのかどうかお聞きしたいと思います。

○菅野議長　答弁は鈴木みどり共創課長。

○鈴木みどり共創課長兼農委事務局長　ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

昨年度伐採いたしました町営造林地につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、地理的な条件からこの伐採箇所のほうを町のほうで検討いたしまして選定させていただいたところでございます。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　非常に地理的条件のいい場所だったというふうに、今、お聞きしまして、林道にも近いし、土場もあるし、10トントラックも入れるということで、なかなか好立地なのかなというふうにお聞きしたところでありました。

これについては、伐採の前に見積りを取られてやったと思うんですけれども、まず伐採業者については、町のほうでは、多分西村山地方森林組合しかないと思うんですけれども、それで間違いないでしょうか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　おっしゃるとおりでございます。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　このように大規模にできるのは西村山地方森林組合だけかなという

ふうに思っております。

それで、期間が結構５月から11月末までちょっと結構長いわけですけれども、やはりこれは、冬場はできないということで考えてよろしいんでしょうか。

○菅野議長　答弁は鈴木みどり共創課長。

○鈴木みどり共創課長兼農委事務局長　ただいま議員からご指摘されたとおり、冬期間の作業を行わないために冬期間前までということで契約をさせていただいたところでございます。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　この林地の面積ってお分かりでしたら教えていただけますか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　通告がないので、次回、一般質問でお聞きいただければと思います。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　分かりました。

それでは、２点目の質問をさせていただきたいと思います。

この伐採における収支状況、多分最初はお見積りがあったと思うんですけれども、それで実際にやってみた最終的な収支状況についてお伺いをしたいと思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　伐採の収支状況についてのご質問なのでお答えいたします。

皆伐再造林の経費が961万3,000円でございます。収入は補助金が258万5,000円、立木の売上げが506万2,000円でございます。これを差し引きますと196万6,000円の赤字というか、マイナスでございました。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　結構赤字になるんだなというふうに、好条件の場所であっても、こんなになるのかなと思いましたけれども。この事業を行なうに当たって見積書というのは、一応頂いたんでしょうか、お聞きします。

○菅野議長　答弁は鈴木みどり共創課長。

○鈴木みどり共創課長兼農委事務局長　伐採経費については、あらかたの参考見積書を頂いた上で、設計のほうは組ませていただいたところでございます。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　初めてこのように大規模に伐採をしていただいたので、非常に不明な点もいっぱいあったと思います、担当課としては。これの例えば見積りの中では、今、町

長から教えていただいた196万6,000円で赤字にこれなっているわけですけれども、そういった大体見積りであったのかどうかお分かりですか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　次の伐採した結果のご質問と重なりますけれども、赤字となった原因は、おっしゃるとおり材積量が想定より低かったということでございます。木材価格の低迷というのは前述したとおりでございます。想定より４割ほど少なかったこと、さらには伐採作業にかかる人件費や、岩盤が出てしまったことによる搬出の開設費が高額になってしまったということでございます。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　見積りはあくまでも見積りでありまして、実際にやってみなきゃ分からない。これが今回の事業をやっていただいたことによって初めて分かったということで、私あると思いますので、これは見積書違ったからどうだということではなくて、やってみなきゃ分からないことがあって、こういった経験がこれから積み重なっていくのかなというふうに思ってお聞きしたところでありました。

なかなかいろんなデータを見ましても、材積を調査したとしても、なかなか実際に伐採してみると、そのとおり収支はいかないというのが非常に多いということでありまして、もちろん木の材質そのものも切ってみなきゃ分からないところもあるということで、かなり難しいところがあるのかなというふうにお聞きしたところでございました。

今回は新植もなさったということでありますけれども、やはり伐採したら新植をしていかないと土砂崩れ等も起きてしまいますので、やはり山を守っていかなきゃならないのかなというふうに思っております。

今回も補助金を使っていただいたということでありますけれども、ここでもし、補助金を使っていただきましたけれども、今、町のほうに森林環境税が交付されていますけれども、今後こういったものも使えるのでしょうか、お聞きします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　黒田議員にもお答えしたとおり、森林環境税にかかわらず、緑環境譲与税またはふるさと納税基金で美しい西川を守るために投入していきたいと思います。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　ぜひ財源活用をよろしくお願いしたいというふうに思います。

３点目に入らせていただきたいと思います。

今、伐採事業を行った結果について、一部収支関係についての町長からお答えをいただいたところであります。机上の検討が多かったわけですけれども、今回は伐採を実施して得た結果も非常に多かったのかなというふうに思います。

今回の説明の中で、伐採の場所についてはかなり有良な場所であったということでありますけれども、今後残っている場所というのは場所の悪いところも大分あるわけです。そういったものには大きな参考になったのかなというふうに思います。こういったものも各地区でも情報を共有しながら、今後の活用に当たっていかなければならないのかなというふうに感じたところでございます。

それでは、質問の３に入らせていただきたいと思います。

第７次の総合計画においても、町有林の持続可能な管理・活用ができる仕組みづくりや、町有林の積極的な伐採など、前向きな取組が計画されております。今、質問いたしました質問の２の内容を受けて、今後の町有林の利活用について質問いたします。

１点目に、８年度、今年度の林道拡幅事業の内容についてといって書かせていただきましたけれども、先ほど黒田議員が区長会でご説明になった、今回の林道拡幅事業の条件についてお話をしていただきましたので、これについてはダブっていますんで、質問については割愛をさせていただきたいというふうに思います。

やはり10トントラックが通れるように、既存林道の整備が必要だなというふうに思っております。

１つだけですけれども、今年度はじめて行なう事業でありますけれども、この拡幅をする林道というのは、現在予定等があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　本件は申請主義に基づくものですので、特段町のほうで云々申し上げません。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　そうしますと、申請もなくて決定もまだしていないということでご理解してよろしいでしょうか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　申請主義に基づく交付金要綱を出しておりますので、当然言うまでもなく審査します。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　改定は理解したんですけれども、申請主義だということなので、私

がお聞きしたいのは、申請がまだない、決定もしていないということでよろしいのかということをお聞きしたんですけれども。

○菅野議長　答弁は鈴木みどり共創課長。

○鈴木みどり共創課長兼農委事務局長　この補助事業につきましては、５月１日の臨時議会において可決いただいたものでございまして、５月末頃になりますけれども、各地区の区長さんのほうに要望調査のほうを出させていただいております。そちらに基づきまして申請いただきましたら、これから審査に入っていくというような事業の流れになっております。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　区長さんに説明して、現在まとめ中だということで、申請を待っているということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

初めての大規模な事業でありますので、かなり95％、1,000万ということで各財産区にとっては大きな事業かなというふうに思っております。

２点目になりますけれども、林道の拡幅事業が行われるわけですけれども、伐採搬出経費の削減ということで、人件費ももちろん高くなっていくわけですけれども、林道じゃなくて作業道とか、新しい林道というものについては、補助金の中でよろしいのか確認をしたいと思います。

○菅野議長　答弁は鈴木みどり共創課長。

○鈴木みどり共創課長兼農委事務局長　今回の林道拡幅、林道近代化整備事業補助金につきましては、あくまでも既存の林道、林道台帳に掲載されている林道を対象とするものでございまして、新規の林道開設等については該当しないというふうにしております。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　今回の新規事業は新規事業で、そのほかに例えば作業道を造りたいということであれば、現在の補助要綱を使ってよろしいのかということでお聞きしたところでありましたので、よろしくお願いします。

○菅野議長　荒木俊夫議員、ちょっともう一回質問を。

○５番（荒木俊夫議員）　今年度の新しい拡幅事業については理解をさせていただきました。これまでも作業道の各地区で行う作業道の補助とかというのがありましたけれども、これについてはこれまでどおりでよろしいのか確認でした。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　質問通告をもう少し明確にしていただければと思います。

○菅野議長　作業道は変わりないですかという質問ですよね、今までどおり。（２）の問題ですよね。

５番。

○５番（荒木俊夫議員）　もう一度申し上げさせていただきますけれども、搬出伐採経費、伐採経費を削減するため作業道を切ったりするわけですけれども、現在も作業道の補助等ありますけれども、これでやらせていただいてよろしいのかどうか、ちょっと確認をさせていただいたところでありました。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　質問２のほうについては、町長おっしゃるとおり伐採の収支状況をお聞きしまして、伐採の実施先等についても先ほど町長からお伺いして、質問３です。

質問３の（１）については終わりましたので、（２）の中で、林道の拡幅は（１）でお聞きしましたので、（２）の中で搬出経費の伐採経費を下げるために作業道を造る場合については、現在の補助制度でよろしいのかどうかということで確認をさせていただいたところでありました。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　質問通告と違うのであれですけれども、次回からそこはしっかり対応していただきたいと思っております。

特に変更ありません。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　現在の補助で変わりないということでありますので、使えるものの補助についてはお願いをしていきたいというふうに思います。

３番の（３）です。

昨年度は睦合地区の山林、今年度は特別予算がありませんので伐採計画はないということでありますけれども、町と地区と話合いの中で、町有林の伐採、それに伴う新植とか、来年度等、現在計画予定がありましたら教えていただきたいと思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　西村山地方森林組合が策定した森林経営計画において、梅沢区の森林の伐採、再造林の計画がございます。

○菅野議長　５番、荒木俊夫議員。

○５番（荒木俊夫議員）　分収の期限が来ているので、徐々にやっていかなきゃならないんで、

大規模なんでね、やはり計画を立てていかないとできないのかなというふうに思います。

次に、（４）ですけれども、町有林の貸付料、これについては先ほど黒田議員が質問させていただいて、町長のほうからは町有林運営委員会に諮って、早ければ今年度中に現在の貸付料２分の１に、半額にしたいということでご回答いただいておりますので、これについては割愛をさせていただきたいと思います。

（５）の今後の町有林の維持管理に対する支援ということで、現在町林等の維持管理の交付金について200万円、林道等の維持管理補助金100万円、林道整備補助金100万円、あと今年度は基幹道の管理委託ということで、業者さんになりますけれども728万6,000円が予算化されておりまして、先ほど町長のほうからは、こういった事業については今後も継続していくというふうにご回答いただいたので、今後ともこういった事業については継続をしていただきたいということで申し添えておきたいというふうに思います。

第７次総合計画でも、各地区には実施している山林内の林道、作業道の維持管理作業や、改修に対する補助事業を推進していくというふうにございます。今回、黒田議員と質問がちょっと重なった部分がありまして、ちょっととまどったところもございますけれども、なかなか伐採コストを下げて利益が出るというのは、昨年の事業をお聞きしてかなり厳しいのかなというふうに思ったところでございますけれども、何とか工夫をしながらしていかないと、町がその分、財源が全部持ち出しになってしまうということでは、なかなかいかないというふうに思います。

多くの方々の努力によって築き上げられた町有林が、町や地区の活性化につながる、活性化が進むことを、ぜひみんなで考えながら進めなきゃならない事業だなというふうに再確認をしたところでございます。これについても町当局のご理解と指導がないとできないところでありますので、ぜひ皆さんのご協力をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○菅野議長　以上で、５番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

◇　奥　山　友　幸　議員

○菅野議長　続いて、１番、奥山友幸議員。

〔１番　奥山友幸議員　質問席へ移動〕

○１番（奥山友幸議員）　１番、奥山友幸です。今回初めて質問させていただきます。お手柔らかにお願いいたします。

高齢化が進む大井沢の課題解決と活性化に向けて。

大井沢の大きな課題の１つに、テレビ共同受信施設組合の負担が増えていることが挙げられます。現状でも耐用年数を迎えた光増幅器の更新費用を捻出したほか、今後は東北電力柱の建て替えに伴う費用増が見込まれており負担が大きい。

一方、大井沢の活性化に関しては、株式会社大井沢Ｉ・Ｓ・Ｍが様々なイベントを開催し関係人口の取組がなされていますが、町の支援についてお伺いいたします。

質問１、一般的なテレビ共同受信施設組合等への町からの支援について質問します。

（１）今年度、大井沢テレビ共同受信施設組合では、光増幅器の更新に100万円をかけて購入し、１戸当たりの年会費を4,800円から9,600円に増加せざるを得ない計画を立てています。今後、黒淵地内の東北電力柱の建て替えと、維持工事に伴う当組合のケーブル共架替えにより、今年度400万円に上る多額の支出が見込まれます。つきましては、これまでのテレビアンテナ関係に対する町の支援制度に照らして本件は支援対象になるのか、原則論をお伺いします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　大井沢のテレビ共同受信施設組合に関するご質問、ありがとうございます。

ご質問は、アンテナ関係に関する町の支援制度に照らして、今のような東北電力柱の架け替えに伴う支援対象になるのかと、原則論をお聞きしたいというご質問でございました。

結論から申し上げると、今、支援対象ではないということでございます。議員ご指摘のとおり、大井沢黒淵地内の電力柱の移設に伴い、その電柱に共架している光ファイバーケーブルも移設する必要があります。その移設費用が400万程度になるというお話は、私も大井沢地区の総会に出て把握しております。この光ファイバーケーブルの移設に対して、町の支援はあるのかというご質問に対しては、本件のようなものは現時点におきまして、町もございませんし、国もございません。

なお、テレビ共聴組合に対する支援は２つございます。町の制度としては、テレビ共同受信施設支援補助金というテレビ共聴組合の管理エリアに転入あるいは転居者が発生した場合に、工事を補助する制度でございます。

２つ目は、国の制度でございます。辺地共聴施設の高度化支援事業という山間地等の難視

聴地域や辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビによる代替に対する事業費の一部補助でございます。しかしながら、単に今回のように既存施設の更新は対象外というふうになっております。

以上です。

○菅野議長　１番、奥山友幸議員。

○１番（奥山友幸議員）　答弁ありがとうございます。

厳しいということで、この回答を踏まえて、ちょっと質問２に移らせていただきたいと思います。

大井沢テレビ共同受信施設組合を踏まえた支援について質問いたします。

西川町は中山間地域や、寒河江川やそれに注ぎ込む河川沿いに集落が点在する、各種電波が受信しにくい特殊性があります。また、今後も電柱の70年の耐用年数を迎える地域もあり、大井沢の特殊な問題ではありません。さらに人口減少に伴い世帯数が少なくなれば、さらに町民の負担が増えてしまいます。これらを踏まえ、町として組合等への新たな支援策を創設するべきではないかお伺いいたします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　町内のテレビ共聴組合の状況を申し上げますと、ＮＨＫの支援を受けて共同受信施設を設置した組合が10組合714世帯でございます。地上デジタル放送を受信するための共同施設設備を設置した組合が９組合322世帯、合計19組合の1,036世帯となっております。これらの組合は施設の維持更新に対して、会費を各世帯から徴収し対応しております。

また、共同受信施設によらず個人世帯でテレビアンテナを設置している、視聴している個人のご家庭もございます。この場合は、費用負担は個人負担でございます。このため、基本的にテレビの視聴に関しては、共聴組合か個人かにかかわらず、各世帯が応分の負担によりテレビを視聴している状況であるということが大前提でございます。アンテナの人も６割いれば、４割は個人でそれぞれお金を支払ってテレビをご覧になられているということでございます。

しかしながら、共聴組合の都合ではなく、他の事業の都合により共聴組合の施設の移設など強いられる場合、今の議員ご指摘のとおり、電柱の耐用年数による移設や架け替えによって光ファイバーケーブルの移設が必要なケースが、今後町内でも増えることが見込まれます。この費用が多額になる場合は、共聴組合の会費は施設通常の維持更新のためのものであるため、電柱移設に対する多額の費用を想定されたものではないのかなというふうに町としても

考えております。

本日、大井沢の方も来ておりますけれども、このような場合には、やはり議員ご指摘のとおり、共聴組合の共同施設維持更新以外のほかの都合によって移設や多額の費用が必要な場合は、ＮＨＫ共聴、自主共聴組合どちらに対しても、町として新たな支援を創設することを約束したいと思います。

○菅野議長　１番、奥山友幸議員。

○１番（奥山友幸議員）　新たな支援制度を立ち上げてくれるということでしたけれども、いつ頃をめどに創設されるのかお伺いしたいです。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　新たな支援制度、これは新たにつくるものですから、これから様々な声を聞いていかなくてはいけないと思っております。新たな支援制度は、令和９年度当初予算編成の中で対応していきたいというふうに思っております。私も大井沢の方から本件お聞きしたところ、来年までは東北電力もお待ちいただけるというようなことを聞いておりますので、恐らくこれには、区のご要望には間に合うかなと思っております。この策定までのプロセスにおいては、使い勝手のいい制度にしなくてはいけない、補助率がとか、対象がとか、そういったことを徴取するために、共聴組合の皆様と対話会を開催しながら新しい制度の準備を進めてまいりたいと思います。

○菅野議長　１番、奥山友幸議員。

○１番（奥山友幸議員）　答弁ありがとうございます。

原則は自己負担としつつも、時代の流れや他業種の影響による住民負担の増大に対して、令和９年度予算の中でしていただけるという力強い言葉をお聞きして、心より感謝いたします。また、大井沢の問題としてではなく、町の問題として考えていただければと私は思っております。

質問３に移らせていただきます。

大井沢Ｉ・Ｓ・Ｍを含めた地域商社支援について質問いたします。

全国的にしっかりした地域商社のある地域は活性化している傾向があります。西川町にも地域商社の類似組織が次々と立ち上がっており、頼もしく感じております。町として、町の活性化をなりわいとしている地域商社への期待と、株式会社大井沢Ｉ・Ｓ・Ｍを含めた今後の支援スタンスをお伺いいたします。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　大井沢Ｉ・Ｓ・Ｍを含めた今後の地域商社への支援スタンスをご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり地域商社は町に根差して、その地域の産品や技術、文化、人材などの資源を活用して、販路開拓や流通、ブランド化を行う事業体、中間支援組織ということで捉えております。

山形県にこの中間支援組織がないというのが、私が国にいたときの、なくはないんですけれども、少ないというのが、私の国にいたときの問題意識でございました。10年前の地方創生が始まったことから、国が地域商社を全国各地でつくってくださいというようなことを推奨してまいりました。国は、各その号令の下、国のほうは各地で創意工夫の下、地方創生交付金をお配りするので、各自治体で使ってください、官民連携でということになりますけれども、過去の西川町もそうであったように、誰にお願いしたらいいかというふうになると、中間組織がないものですから、町外の業者にお願いするということが西川町に限らず全国的に行われてまいりました。

現状、そういった組織は首都圏に多いということで、私もこれはいかんと思って、ＥＴＩＣという地域商社の老舗に２年間お世話になって勉強してまいりました。この地域商社が我が町では、これまでは西川町総合開発や株式会社米月山が、その役割を頑張って果たしていただいたものと考えております。私就任以降は、ご質問いただいた大井沢Ｉ・Ｓ・Ｍをはじめとして、株式会社月と山、ツキノワ合同会社など、新たな担い手が次々に起業をいただきました。このような5,000人を割り込むような自治体で地域商社が５社以上があって、関係人口の創出への取組が町内で完結する仕組みがあるということは、全国で間違いなく希有でございます。この希有な取組が、視察者がたくさん訪れる一つの要因でございます。

支援スタンスは、私は地域商社大井沢Ｉ・Ｓ・Ｍや月と山、ツキノワさんのように、町の活性化のためにリスクを負って起業していただいた地域商社に対しては、私がいる限り支援を打ち切るというようなことはなく、官民連携で共に町を活性化させる仲間として支援、私もノウハウありますので育てていきたいなということを約束いたしたいと思います。

○菅野議長　１番、奥山友幸議員。

○１番（奥山友幸議員）　首長である限り官民連携を進めるという大変力強いお言葉をお聞きできたことが、今日は何よりかなと思います。ぜひこのままの力強いスタンスで、ぜひやっていってください。

今年度、具体的に大井沢Ｉ・Ｓ・Ｍへの支援、委託状況を教えていただければと思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　今年度、具体的に大井沢Ｉ・Ｓ・Ｍさんへの支援というか、委託状況についてご質問ありましたのでお答えいたします。

令和８年５月補正で手当てをしております。地域未来交付金の月山カヌービレッジ構想推進事業の採択決定を受けまして、水源地域資源活用地域商社事業業務委託として、月山湖上流地域、大井沢になりますけれども、を舞台としたイベントやツアー造成の取組を支援する予算603万5,000円をご可決いただきました。

第７次西川町総合計画においては、地域資源を最大限に活用し、交流人口、関係人口を創出・拡大を図る重要な施策の一つと位置づけております。地域商社はまさにその中核的な実践者として、地域資源の価値を高め、外部との接点を創出する役割を果たすものであり、観光の振興、さらには持続的な地域づくりの推進において重要なパートナーでございます。

今、申し上げたように、この予算603万5,000円の中から委託をさせていただくということでございます。

○菅野議長　１番、奥山友幸議員。

○１番（奥山友幸議員）　月山カヌービレッジ構想推進事業が始まり、上流域にある大井沢地区を含めたすばらしい観光コンテンツへと発展していくことを強く期待しております。

それで、さらに大井沢Ｉ・Ｓ・Ｍなど、西川町の地域商社が抱える課題は何かお聞きしたいです。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　お答えをいたします。

せっかくリスクを負って起業していただいた企業に、まず最初の谷がございます。これは中小企業全般にわたることですけれども、３年以内のデスバレーと言われる、３年以内の廃業リスクでございます。この３年をしっかり乗り切らなくちゃいけないというのが、まず地域商社に限らず、小規模会社の特徴でございます。

地域商社特有の課題を申し上げます。事業の継続性を確保するための収益向上と、小規模であることから自己財源の確保が不可欠であります。もう一つは、人材の確保・育成、なかなかやったことのない仕事を請け負うわけでございますので、人材の確保・育成でございます。もう一つは、事業ノウハウの蓄積、さらには個々の取組を点ではなくて面で広がるようつなげていく連携の強化でございます。

また、行政の支援にあっては、公平性の担保や確保や、民間主体の自立性を損なわないよ

うに、なるべくその現地の詳しい地域商社の方々が、やりたいようなことを損なわないような関与の在り方が、十分町として配慮する必要があるのではないかというふうに考えております。

○菅野議長　１番、奥山友幸議員。

○１番（奥山友幸議員）　ありがとうございます。

これまで農林水産省の直接支援を受けてＩ・Ｓ・Mが実施してきた自主事業が、今年度から地方創生関係の交付金の獲得により町からの委託事業となることにより、変更されているところがあれば教えていただきたいです。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　これまで３年間は大井沢Ｉ・Ｓ・Mさんは、直接国からの支援金を頂いて実施してまいりました。これが町の経営になる委託事業になるとの違いのご質問がございました。

基本的には、今までは大井沢Ｉ・Ｓ・Mさんが事業主体になったのでございますけれども、今回は町の委託でございますので、町の事業になります。したがって基本的には町職員の派遣とか、今まで地域支援員が行っていたところも、大井沢Ｉ・Ｓ・Mさんの自主事業にご参加をいただいたということでありますけれども、町がお金を払って実施を求める事業、お願いして約束の事業になりますことが大きな変更点であります。町の職員の派遣というのが限られるということでございます。

交付金事業も実施ニーズに限りがあります。交付金事業になると１年ではなくて、議会のご承認をいただければ３年をするような事業になっております。期間のところで３年お願いをするというような財源は確保しているんでございますけれども、受託する地域商社においては、３年という先のことを考えて実施しなくてはいけないと思います。収益性を確保するとともに、自己財源の確立に努めていただくことを期待しております。つまり３年後をやるかやらないか、あるいはプライシング、価格の面でもっと高くしなくちゃ、低くしなくちゃいけないかということをこの３年間でご経験いただいて、持続可能な価格設定というのはどこにあるのかというのも考えていただきたいなと思います。

今後とも大井沢Ｉ・Ｓ・Mさんはじめ、地域商社がそれぞれの強みが何かというのを把握して生かしてもらいながら、町の活性化を牽引していただけるように、適切なルールの下、支援を私としては継続していくという考えです。

先ほど荒木俊夫議員からも、初めて森林を、町営造林を伐採して赤字だったから、これはしようがない、チャレンジすることが大事だというふうにおっしゃっていただきました。町

議会の皆様にも、ぜひそのように思っていただけるとありがたいなと思っています。挑戦して失敗したから責める。こんなの簡単でございます。挑戦してなお、経験したことは何かということを、私たちしっかり反省もさせていただきますけれども、私も含めて反省させていただきますけれども、挑戦しなければこの西川町は2,000人になりまして、恐らく2080年にはこの町はなくなります。このなくならないようにこの挑戦というのを糧として、行政職員、私らも頑張ってまいりますので、ぜひそこら辺は寛容に、たたくことは簡単です。挑戦することへの寛容さを、私は求めて答弁にしたいと思います。答弁は終わります。

○菅野議長　１番、奥山友幸議員。

○１番（奥山友幸議員）　やはり挑戦すると失敗することもあるかと思います。そういうときは、やっぱり町が経験を積んでいると思って、大きな目で見ていただければと思います。町の施策の延長線上で取り組んでいただいている地域商社を支援していく町の方針は、非常に大事な視点であると思います。これからもＩ・Ｓ・Ｍを含めた地域商社への支援を継続していただき、各社が経験を積んで大きな力になることで、地域に雇用が生まれ西川町の発展につながっていくと、私は強く期待しております。

今日は私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○菅野議長　以上で、１番、奥山友幸議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菅野議長　これで本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会　午後　１時５１分

令　和　８　年　６　月　１　０　日

令和８年第２回西川町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

令和８年６月１０日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　一般質問

出席議員（１０名）

１番	奥　山　友　幸　議員	２番	黒　田　　啓　議員
３番	佐　藤　　大　議員	４番	飯　野　幹　夫　議員
５番	荒　木　俊　夫　議員	６番	佐　藤　　仁　議員
７番	佐　藤　光　康　議員	８番	大　泉　奈　美　議員
９番	佐　藤　耕　二　議員	１０番	菅　野　邦比克　議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町　　長	菅　野　大　志　君	教　育　長	前　田　雅　孝　君
総　務　課　長	荒　木　真　也　君	企画財政課長 兼 つなぐ課長	松　田　淳一郎　君
町民税務課長 兼 会計管理者	片　山　尚　希　君	健康福祉課長	佐　藤　　晃　君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	鈴　木　雄　太　君	かせぐ課長	石　川　朋　弘　君
観　光　課　長	柴　田　知　弘　君	建設水道課長	宮　林　成　明　君
病院事務長	土　田　里　香　君	まなぶ課長	設　楽　友　弘　君

事務局職員出席者

議会事務局長	工　藤　　誠　君	議会事務局長 補　　佐 兼議事係長	白　田　まゆみ　君

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○菅野議長　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第３号によって進めてまいります。

◎一般質問

○菅野議長　日程第１、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇　佐　藤　耕　二　議員

○菅野議長　９番、佐藤耕二議員。

〔９番　佐藤耕二議員　質問席へ移動〕

○９番（佐藤耕二議員）　おはようございます。９番、佐藤耕二です。

私は今回、テレビ共聴組合の現状と課題について一般質問します。前日の奥山議員の質問と重複するところがありますので、簡潔に質問したいと思います。

質問に移る前に、名称の確認をしたいと思います。テレビ共聴組合というような名称ですが、これは、都市部に集合住宅共同受信施設があります。また、山間部には難視聴解消共同受信施設があります。これは、それぞれ共聴組合組織として運営しています。しかし、業者との契約書では、それぞれの地区名を冠にしてテレビ共同受信施設組合として個別に契約しています。私は、主に、町全体の共聴施設について質問をしたいとゆうに思います。

昨日の町長の答弁にもありましたが、西川町にはテレビ共聴組合は19組合があります。世帯数は1,036世帯が加入しており、全世帯数の58％に当たります。組合にはＮＨＫの助成を受けて立ち上げたＮＨＫ共聴組合と、地デジ化に伴い難視聴のおそれがある地域で総務省の

助成を受けて立ち上げた自主共聴組合があります。それぞれ、光ケーブル芯線や関係機器の劣化が進み、耐用年数が過ぎています。また、加入者の減少や経費が増えている現状を鑑み、次の質問をします。

最初の質問です。

自主共聴組合は、９組合で322世帯が加入しています。また、ＮＨＫ共聴組合は、10組合で714世帯が加入しています。町は19組合の現状をどのように捉えていますか。お聞きしたいと思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　テレビ共聴組合に関しましてご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

西川町のテレビ共聴組合においては、その施設の維持管理運営について、自主的に運営されるものと認識しております。したがって、町から報告徴求など、報告を課すものでもございませんし、積極的に現状を把握する立場にないというふうにお答えさせていただきます。

しかしながら、ご要望など、ご相談があれば、しっかり町のほうで対応してまいります。個別の対応も過去に行ってまいりました。吉川から共聴アンテナの同じような設備に関して改修の補助金がないかというお問合せに関しましては、私も総務省に伺って、補助金要綱にないような、ここまでなら国から出せるというような回答を引き出して、そんなことで、このように工夫したほうがよろしいんじゃないかというようなことは申し上げて、個別に対応してまいりました。

○菅野議長　９番、佐藤耕二議員。

○９番（佐藤耕二議員）　今、町長がおっしゃったように、やはり、組合関係は維持管理に関しては自主的に運営していくということだと思います。これは、今までもそうでしたし、これからも多分そういう前提は翻らないというふうに思っております。

それでは、（２）の質問ですけれども、組合は今、情報交換会という名前でやっていますけれども、名称はいいんですけれども、対話会ですよね。これは最近開催していないようですけれども、そのへんの考えをお聞きしたいなというふうに思います。

○菅野議長　答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長　ご質問（２）でございますが、西川町内のテレビ共同受信施設の情報交換会という形で、令和４年11月28日に開催してございました。このときは、ＮＨＫ共聴、そして、

自主共聴の組合の参加を得て、会を開催してございます。

このときの会議では、自主共聴組合さんのほうから町に対して負担金徴収の事務軽減や維持管理に要する助成などの要望がございました。一方、ＮＨＫ共聴さんのほうから、特に要望はございませんでした。あわせて、ＮＨＫ共聴さんからは、この会の開催意義、やる必要があるのかというようなご意見などもございました。

以上のことを受けまして、それ以降は、国や県で新たな制度が出た場合、開催しようということで、そういうお約束をしたことがございまして、国や県からの新たな制度が、動きがないということから、それ以降は開催していないというようなことでございます。

以上です。

○菅野議長　９番、佐藤耕二議員。

○９番（佐藤耕二議員）　令和４年の11月に開催したということでした。新たな国とか県からの要望とか施策は、新しいものはないということで、それ以後はやっていないというようなお話でした。

私、今回、この質問をするに当たりまして、いろんな自主共聴組合の担当者の方とお話をしましたが、耐用年数の問題というのは、やはり、理解している、把握している方がほとんどいないというような状況でした。もちろん、知っている方もいらっしゃるとは思うんですけれども、私が聞いた限りではこのような状況でした。やっぱり、なるべく早く組合同士の意思疎通を図って、問題点を共有していただきたいというふうに思います。

状況が大分刻一刻違ってきているんじゃないかなと思いますので、その状況をしっかり捉えていただければと思います。

昨日の町長の答弁の中でも、対話会、これをしていきたいというふうにおっしゃっておりましたけれども、今時点の考えで結構なんですけれども、いつ頃開きたいとか何かお考えがあれば、教えていただきたいと思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　昨日お答えしたとおりでございます。

○菅野議長　９番、佐藤耕二議員。

○９番（佐藤耕二議員）　私が聞き逃したのかどうか分かりませんけれども、いつ頃という話はちょっと聞いておりません。再度お願いできればと思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　昨日申し上げたのは、新しい制度をつくる前ということでございます。

○菅野議長　９番、佐藤耕二議員。

○９番（佐藤耕二議員）　当然、皆さんも分かるように、高齢化社会なわけですよね。１人暮らしとか２人暮らしの世帯、非常に多くなっているというようなことです。その中でも、やはり、テレビというのは非常に身近で、ある意味では楽しい娯楽ではないかなと、それしかないという方もいらっしゃいます。また、災害のときの情報の入手手段としても非常に重要だと思います。

やはり、今の現状を、組合における、これは、自主共聴組合だけじゃなくて、ＮＨＫ共聴組合も含めた現状を把握していただけるとありがたいかなというふうに思っております。

近隣市町村の共聴組合の状況というのは、私ちょっと調べる時間がなかったのでしたけれども、河北町には共聴組合がないというようなお話を聞いています。朝日町にはあるんですけれども、朝日町では、前にこういうことがあったらしいです。施設が、やはり、老朽化して、一部故障したというようなことがあって、１軒当たり８万円の負担をしなくちゃならないというようなことが、やはり、町と議会の中で問題になって、半額までとはいかないにしても、数万円の助成をしたと、それで、故障を直したというような事例があるということも、朝日町のほうからも聞いております。

やはり、町の組合の状況もそうですけれども、やはり、近隣市町の状況なんかもしっかりと把握していってほしいなというふうに思います。

質問の２番目です。

テレビ共同受信施設についての（１）になります。

施設の老朽化による耐用年数の期限が切れています。先ほどもありましたが、現時点で耐用年数が分かっている組合は少ないと思いますけれども、近々大きな問題になることは想定されます。今後の施策をどう考えるのかお聞きしたいと思います。

○菅野議長　答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長　質問２でございます。お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、今後の施策については、昨日の奥山友幸議員のご質問で菅野町長が答弁したとおり、新たな支援制度を考えさせていただきたいということでございます。

以上です。

○菅野議長　９番、佐藤耕二議員。

○９番（佐藤耕二議員）　昨日の一般質問もありましたけれども、やはり、光増幅器の老朽化が問題になるのかと思います。光増幅器は、現在は、大井沢に３基、梅沢地区に３基、海味

第１と海味第３にそれぞれ１基、月山沢と岩根沢、弓張平に１基の合計９基があります。さらに沼の平には、分岐分配器というものが５基あります。この光増幅器は、やはり、故障すると、手配してから取り付けるまで約２か月かかるというように言われています。つまり、約２か月間はテレビを見られないというような状況になります。

こういうことを考慮して、今、大井沢では、１基予備に購入しようということで、最悪の状態に備えるつもりで購入を決定いたしました。会費を倍増しております。

それから、積立金の取崩しをやって対応するということにしております。また、会費の倍増は光増幅器だけではなくて、施設の老朽化による維持費や、やはり、修繕費の増加により、毎年30万円ほどの赤字になっております。このままでは、数年内に積立金が枯渇し、施設維持が困難になるというのが予測されております。

ほかの組合でも、業者から光増幅器を１基予備に購入してはどうかというような問合せがあったということです。ただやはり、100万円近くしますので、すぐには出せないということだというふうにおっしゃっておりました。

また、ある組合では、加入世帯が少なくて、故障したらテレビは見られないというふうに、諦め顔でおっしゃっておりました。

また、光増幅器だけじゃなくて、クロージャーという分配器があるわけですけれども、この老朽化もやはり問題になってこようかと思います。本線から支線に行く場所には、必ずクロージャーがあります。このクロージャーは、今現在、大井沢に56基、梅沢地区に44基、海味第１に12基、海味第３に４基、弓張平に５基、月山沢に３基あります。そのほか、吉川共聴に41基あります。このような実態があるわけで、光増幅器あるいはクロージャー、あるいは、光ケーブルの修繕等々の耐用年数の問題を考えますと、非常に今回いろんなことを考えて対応していかなくちゃなというふうに思うわけです。これらの実態を踏まえて、町の方から何かコメントいかがでしょうか。

○菅野議長　答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長　こちらのほう、議員おっしゃるとおりであると思いますけれども、テレビ共聴組合への加入が６割程度、ただ、こちらのほうに入っていない個人でテレビを視聴しているご家庭もございます。こちらのほうは、全て個人負担で対応しています。アンテナ交換も、調べてみますと、大体10万から15万かかります。10年とか15年交換でございます。維持も、それで個人で負担しているということでございます。ですので、基本的には、テレビ視聴はあくまで、共聴組合であろうが、個人負担の場合であろうが、基本的には、それぞれの応分

の負担で個人世帯で対応しているものというように承知しているところでございます。

ですので、ＮＨＫ共聴さん、自主共聴さん、それぞれ会費を使ってその維持に当たっているというようなことで、システム維持に当たっているというように承知をしているところでございます。

○菅野議長　９番、佐藤耕二議員。

○９番（佐藤耕二議員）　先ほども、維持管理はそれぞれが自主的に運営しているので、そうお願いしたいというお話がありましたので、今の話は十分理解できると思います。

それを踏まえまして、もう一つだけちょっと質問させてください。

旧西山小学校の近くに共聴施設として光送信機が２基あるんです。これ、故障したらどうしようかなと、どこで直そうかなということで、これはちょっと通告書に書いていなかったんですけれども、もし分かりましたらお答えいただければなというふうに思います。

○菅野議長　答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長　光送信機、基本的には、光ファイバーケーブルでございましたら、町の所有物を共聴組合さんにお貸ししているということでございます。ただ、光送信機自体が、恐らくテレビを受信するためのものでございましたら、共聴組合の所有物かもしれません。ただ、そこら辺のところは、今、手元に持ち合わせてございませんので、明確な回答は差し控えさせていただきます。

○菅野議長　９番、佐藤耕二議員。

○９番（佐藤耕二議員）　念のため申し上げますけれども、この光送信機２基というのは、まず１基が大井沢、上間沢、月山沢、弓張平に向かって送信している。これが１基。それから、もう一つは、梅沢、海味第３、第１、この３か所に光入っている送信機、この２基になります。そのようなこともありますので、ご配慮いただければなというふうに思います。

このテレビ共同受信施設の関係の（２）になりますけれども、（２）の施設の改修等に対する国や町の補助はないでしょうかというような質問です。

これも、昨日の答弁にもありましたので、それは理解しておりますので。ただ、私は、これ、事前に、私、総務課長と打合せしたときに、この補助はないんだというふうにお話聞いておりましたので、これは承知の上での質問でした。

それで、あえて総務省に辺地共聴施設相談窓口というのがございまして、そこと、それからもう一つ、東北総合通信局放送部有線放送課というのがあるんですけれども、その辺にちょっと確認してみました。昨日、町長がおっしゃっていたとおり、辺地共聴施設の高度化支

援事業というのがあるんだと、これは私も理解していますけれども、この事業趣旨は山間地等の難視聴地域において、辺地共聴施設の光化を伴う改修や、ケーブルテレビ等による代替に要する事業の一部を補助するとありました。

町長の昨日もありましたね、光化とか、それからケーブルテレビ等だというようなお話がありましたので、これは、そのとおりだなというふうに思って聞いておりました。

私、電話したときに、今までの私どもの現状を、やはり、説明したわけです。補助対象にならないというお話ありましたけれども、やはり、担当者は、現状では非常に難しいというような答えでした。

ただ、市町村の行政サイドからこのような要望はどんどん出してほしいと、また、広域的な市町村の要望書があれば、さらにいいのではないかというふうにおっしゃっておりました。やはり、担当者は、与えられたことに対して補助するだけですから、その財源はやはり問題だということで、そのような要望をどんどん出していただければなというようなお話もしておりました。

辺地共聴施設というのは、全国で１万8,400施設があるんだそうです。約164万世帯が利用しているということです。いろんな組合から同じような問合せが非常に多数来ているということで、先方さんでは、やはり、問題点は分かっているんですけれども、現状ではなかなか対応できないというようなこともおっしゃっておりました。

ぜひ、町としては、対話会あるいは情報交換会なるものを開催して、状況を把握して、国等へ要望していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○菅野議長　答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長　お答えいたします。

このたび、今年行います来年度の重要事業に向けて、西村山地方の開発重要事業、こちらのほうに情報インフラの維持更新ということで、テレビ共聴施設の維持更新に係る国の助成の創設を新たに要望する予定でございます。

以上です。

○菅野議長　９番、佐藤耕二議員。

○９番（佐藤耕二議員）　分かりました。よろしくお願いしたいというふうに思います。

町の補助も、当然、今のところはないわけですけれども、ちょっと要綱を見ましたら、西川町無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱というのがありまして、これは、調べましたら、平成22年でしたので、恐らく、自主共聴組合を立ち上げるときにつくった要綱では

ないかなと思いますけれども、これはこのまま生きているわけですけれども、それは、何か、要綱を改善するようなお考えは、通告してないんですけれども、ありましたらお願いしたいと思います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　現在のところ、特に考えておりません。

○菅野議長　９番、佐藤耕二議員。

○９番（佐藤耕二議員）　質問３に移りますけれども、これは、貸付料の問題だったんですけれども、これも、やはり、維持管理に関する問題ですので、これは、今のところ、もちろん考えていらっしゃらないですし、できないというようなお答えだと思います。昨日の答弁を見ますと、そういうことだなというふうに理解しております。ただ、こういう問題も、やはり、ありますので、お願いしたいなというふうに思います。

最後になりますけれども、私も、昨日の質問の中の桧原町内会の東北電力の電柱移設のことを、本当は通告書に書いておりました。奥山議員の一般質問と重複するので削除したというようなことです。

しかし、昨日の町長の答弁で、新たな支援策を約束しますと、令和９年度の当初予算に組み込み、大井沢の要望が叶うようにしていきたいというふうに言っていただきました。私、大井沢の住民として深く感謝申し上げたいというふうに思います。

私は、10年間組合長を務めてきました。共聴組合の問題点を２回にわたって一般質問してきました。少し前に進めたなと思ってうれしく思います。大井沢だけではなく、共聴組合全体のこともさらに前に進めていただければと思いまして、私の一般質問を終わります。

○菅野議長　以上で、９番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

◇　佐　藤　光　康　議員

○菅野議長　続いて、７番、佐藤光康議員。

〔７番　佐藤光康議員　質問席へ移動〕

○７番（佐藤光康議員）　おはようございます。７番、佐藤光康です。

最初、町の障がい者支援について質問いたします。

第７次総合計画に障がい者が安心して在宅で暮らせるように支援するという方針を具体化

するためには、制度の基準に当てはまらない制度の隙間で苦しんでいる町民の声に耳を傾ける必要があります。特に、冬期間の除雪は命に直結する問題であり、一人の取り残しも許されません。また、せっかくの支援策も当事者に届き活用されなければ意味をなしません。支えを必要とする一人一人に確実に行政の手が届くよう、以下、質問いたします。

まず、質問１、高齢者の除雪支援について伺います。（１）です。

町の高齢者除雪支援は、障がい者も対象になっていますが、重度障がい者のいる世帯に限定されています。しかし、中・低度の障がいであっても、単身世帯や高齢者同居など、自力での除雪が極めて困難な制度の隙間にいる町民が実際におられます。等級による機械的な線引きではなくて、ケアマネジャーや民生委員など現場の意見を反映させ、個別の生活実態や世帯状況に応じて柔軟に対象枠を広げる仕組みを設ける考えはありませんか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

〔町長　菅野大志君　登壇〕

○菅野町長　高齢者の除雪支援制度についてのご質問がありましたので、お答えいたします。

本事業は、高齢者が冬でも安心して暮らせるように、西川町で暮らせるようにという補助制度でございます。補助要綱の第２条に補助事業を受けられる対象者がございます。４項目ございますけれども、そのいずれかに該当する場合ということでございます。その第４番目に、特に町長が必要と認める世帯という世帯がございます。これは、まさにバスケット条項であり、隙間を埋めるような制度になっておりますので、今現在でも活用できます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　今、大事なことを、町長、お答えになりました。

令和４年度に町の高齢者除雪支援が、今、町長言われましたように、町長が特に必要と認める場合には除雪支援をしますよということを書いています。ですが、去年の要綱にはそこが削除になっていまして、町民の方でそういうふうに該当する方が、私は支援受けられないんだということでずっと苦しんでいるんです。その声を聞いて、私はここで質問しているわけです。

ですから、去年度はそれ、ないはずでしたけれども、今年度はそれを復活させるということですか。

○菅野議長　答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長　今、ご指摘ありました佐藤光康議員の質問にお答えいたします。

当要綱につきましては、特段、年度要綱でございませんで、昨年度も要綱変わっていない

とは思うんですが。

以上でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　要綱は変わりないかもしれませんけれども、ホームページの高齢者除雪支援にはそれが削除されていますよね。それがないですね。私も昨日確認しましたけれども、ありませんよ。

○菅野議長　答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長　ホームページの要綱ではなくてチラシのような部類の資料でございますか。

以上です。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　ホームページには去年度のが残っていまして、チラシではなくて、高齢者除雪支援の対象者ということで上がっています。そこに、町長が必要と認める場合というのがないんです。

○菅野議長　答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長　要綱そのものではないということでよろしいでしょうか。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　ホームページを確認してください。高齢者の除雪支援で対象者にそれがないんです。ですから、町民はそれを見るじゃないですか。要綱にはあるわけですけれども、それが、去年のホームページにはないわけですから、最近のお知らせにも多分ないと思います。それがないということは、多分、町民はそれを信じるしかないわけです。

どうですか。

○菅野議長　答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長　それでは、次回以降ちょっと、当要綱につきましては、掲載する方向で考えさせていただきます。

以上でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　要綱はもちろんですけれども、町民はお知らせとかホームページを見て対象者になっているかを見るわけです。そこにないわけですから、今までは町長が特に必要と認める場合で、自力でできない方にも、民生児童委員とか、区長、町内会長を通じて

実態把握をして、自力でできない方に支援しますよということがあったわけですよ。

それは要綱にあると思います。それが、いつの間にか、お知らせにもホームページにも消えているわけですよ。だから、今、それに該当している方が、私たちはもうないんだということで諦めているわけですよ。それ、重大な問題じゃないですか。しっかりと確認してきちんと答えてください。

○菅野議長　答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長　今、ございましたご指摘につきましては、今後改めて対応させていただきます。

以上でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　質問２に移ります。

国や町の障がい者支援の周知についてお聞きします。（１）です。

町内で障害者手帳を所持している方が昨年度末で何人おられますか。そのうち、在宅で暮らしている方の人数及び65歳以上の高齢者の障がい者の人数を伺います。また、町は、これら在宅障がい者の冬期間の困り事など、どのように把握していますか。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　まず、令和８年３月31日現在での障害者手帳所持者は408名でございます。そのうち、在宅で暮らしている方は368名になります。65歳以上の障がい者の方は307名でございます。

このほか、実態把握としては、冬に限らず、次のような対話を通じて把握しております。各地域で高齢者の集いの場としているミニデイ、職員、私も伺っております。郵便局のミニ対話会、これも私も伺っております。各地区の総会、１人暮らしのお集まり、社会福祉協議会でのイベント、職員や私もご参加させていただいております。

また、在宅障がい者の困り事は、冬に限らず、間接的な情報入手手段として３点ございます。１つは、各地区の民生委員さんからの地区内の見守り活動のご報告、ご提供でございます。２つ目は、各地区の区長様、町内会長様からの情報提供でございます。３つ目は、移動販売事業者様の、高齢者のお困り事の月次報告でございます。最後になりますが、これらで公聴した情報は、健康福祉課内で共有させていただきまして、町の保健師やケアマネジャーが対象世帯を訪問して実態把握対応をしております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　町内でもそういうふうに、障がい持ちながらも頑張っておられる方がたくさんいるということです。

（２）に移ります。

障がいの程度によって利用できる制度は多岐にわたっています。西川町保健センターの窓口での、手帳交付時に当事者やご家族にどのような方法で制度説明や情報提供を行っていますか。

また、交付後における定期的な情報発信や必要な支援につなぐための相談体制について伺います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　手帳の交付は、保健センター窓口にお越しいただき、本人確認の上、お手渡しをしております。基本的には、関係資料を配布させていただいて、お渡しして、ご説明をさせていただいております。手帳の交付は、山形県で発行されたものを交付しますので、県からの更新情報などをお知らせしております。

障がい福祉に関する制度、支援策は、定期的につながるくんをはじめ、町のお知らせなどで周知しております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　西川町は、障がい者の福祉制度ということで、簡単なしおり、大変分かりやすいものをつくられております。ところが、私のところに聞こえてきたのが、手帳を交付されたんだけれども、このしおりの説明もなかったし、あなたは何ができますよという説明もなかったと、しおりももらわなかったという方がおられました。窓口での確実な手渡しと共有を徹底すべきだと思いますが、今後の徹底策を伺います。

○菅野議長　答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長　今、議員からご指摘のありました案件、もし説明がないような方がおりましたら、窓口のほうにお越しいただければ、こちらのほうで説明させていただきます。もし、不可能なようでございましたら、ご連絡いただきまして、ご家庭のほうまで説明に伺わせていただきながら対応させていただきます。

今後につきましては、今、ご指摘の点、再認識させて、改めさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　よろしくお願いいたします。

障がい者の福祉の大きな課題は、申請主義だということです。申請をしなければ、いろんな支援が受けられません。また、手帳交付時は、当事者やご家族が精神的に動揺していることも多く、一度に大量の説明をされても理解し切れないケースが多いかと思うわけです。

そこで、その人に必要な支援だけを絞り込んだ個別チェックリストとか、ほかの自治体で導入されていますけれども、障がい等級別のサービス一覧表を作成して説明する側、受給する側、双方で一目で理解できる工夫を導入すべきだと考えますが、いかがですか。

○菅野議長　答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長　ありがとうございます。

今後、ちょっと事務改める際の参考にさせていただきます。

以上でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　障がい者の福祉制度ありますけれども、これは全て当てはまるわけではないわけです。ある自治体では、この左側にサービス一覧をずっと書いていると。右側には、身体障害者手帳１級、２級、３級、４級とかありまして、１級の方は該当しますよとか、丸々、三角とか、何もないとか、そういう、一目で分かるものをつくっているわけです。これがあれば、説明するほうも、説明されるほうも、ある程度分かるかと思います。ぜひ、お願いしたいと思います。

会員相互の親睦や地域社会での自立生活を目指して活動している西川町身体障害者福祉協会があります。当事者同士の貴重な情報交換の場です。町は、この団体の存在や活動を、手帳交付時などにどのように周知していますか。

○菅野議長　答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長　ちょっと質問事項になかったもので、ちょっとその案件につきましては、お答えを控えさせていただければと思います。

以上でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　今までは、手帳交付時に西川町身体障害者福祉協会がありますということで、社協の方が、そこに一緒に同席して説明されていたという話をお伺いしています。そういうことはもうやっていないんですか。

○菅野議長　光康議員、これ、社協の問題ですけれども、健康福祉課のほうの問題は何という

ことでいいんですか、じゃ。

７番。

○７番（佐藤光康議員）　西川町身体障害者福祉協会は、いろんな身体障がい者の方の情報を交換したり、つながっていくということで非常に大事な組織なわけです。それを、当然、周知していくことは、町の仕事なわけです。窓口できちんと説明するということは当たり前だと思いますけれども、どうですか。

○菅野議長　答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長　先ほども申し上げましたけれども、今後の事務を、ご意見いただいた案件含めて、事務の在り方につきまして、検討させていただきます。

以上でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　ぜひお願いいたします。

こういう方がおられます。この方はもう身体障害者１級なんです。10年以上になりました。しかし、高齢になってきて、目が悪くなってきて、運転がつらくなってきた。だけれども、免許返納はまだしたくない。この方、非課税の方ですから、申請すれば福祉タクシー利用券１枚700円、年間24枚が交付されます。しかし、本人は知らなかった。

このように、制度を知らないでいる潜在的な対象者をどのように把握して、どのようにして支援につなぐかが大きな課題だと思うんです。民生委員とかケアマネジャー、あと、先ほど申した身体障害者福祉協会、そういう団体と連携しながら、横のつながりをつくって、困っている人、知らない人を見つけて、それで支援していく仕組みをつくっていくべきだと思いますけれども、いかがですか。

○菅野議長　答弁は佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長　ただいまちょっと、見捨ててというようなお言葉いただきましたけれども、見捨てないでということですか。見捨てないでということでございましたら、先ほどから申し上げておりますけれども、そういったご意見も踏まえて、改めさせていただければと思います。

以上でございます。

○菅野議長　佐藤健康福祉課長。

○佐藤健康福祉課長　すみません、ちょっと改めるというか、事務の参考にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　非常に、町の答弁の仕方には、非常にちょっと誠実なものが感じないです。７次総合計画で、総合計画に、安心して在宅で暮らすように支援するということを書いているわけですよ。当然、その計画でいくべきではないですか。もう少し誠実な答弁を求めたいと思います。

次に、町の生涯学習について質問いたします。

第７次西川町総合計画の基本方針の中に、「生涯学習やスポーツに、町民それぞれが持つ得意分野で生きがいを感じ、町民と町民がつながり教え合い、仲間とともに楽しく学び・運動できる環境をつくっていきます」と、町民が主役となる方針が掲げられています。本町の生涯学習施策の現状と今後の課題展開について質問いたします。

まず、質問１です。

いきいき健幸事業、いきいきサークルについてです。５月15日発行のまちのおしらせに、いきいき健幸事業、いきいきサークルの令和８年度活動メンバーの案内がありました。このいきいきサークルについて質問します。

（１）です。

昨年度のいきいきサークルの参加者数及び近年の増減傾向について、町はどのように分析し、町民の活動意欲を捉えているかお答えください。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　本町のいきいき健幸事業、いきいきサークルについてお答えいたします。

まず、昨年度の参加者数につきましては、67名となっております。

近年の参加者数の増減傾向といたしましては、令和５年度と比較して７年度は1.5倍に増加しております。これは、多様化するニーズに対応するため、新たに、ものづくり、そして、園芸等のサークルが設立したことによるものと分析しております。

活動意欲に関しましては、令和６年度のいきいき健幸対話会でのご要望を受けまして、７年度に立ち上げた園芸サークルの実態を見れば、自主的にＬＩＮＥグループをつくるなどし、サークル以外の交流の場も生まれたり、サークル活動終了後も継続的に交流が図られ、大変意欲的な活動が高まっているものと認識しております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　高齢者の健康のため、町民がつながりながら、67名が元気に取り組んでいるということです。

（２）です。

会場の使用料について、参加者の負担割合はどうなっていますか。経済的負担が参加の障壁にならないための配慮があるのか伺います。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　お答えいたします。

生涯学習、そして、生涯スポーツ等、自らの人生を自らの意思で豊かにするために基づいて行う取組については、基本的に、受益者負担という考え方があろうかと思います。町としては、この基本に沿って、半額程度の補助割合としております。経済的負担の軽減のためには、会場使用料を含め、材料代、講師謝礼代に充てられるよう、１サークル当たり２万円の補助を行っております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　参加費用は１サークル5,000円になっています。さらに会場の使用料の負担もあります。あいべを使えば２時間で880円、冷暖房をつければ1,320円です。それが参加者の負担になります。大体年間6,000円くらいの参加費になるのではないかと思います。そのほかにも、サークルによっては材料費などもかかります。年金だけの暮らしでは参加したくてもとてもできないという高齢者の声があります。現在の参加費は高齢者に大きな経済的負担になっていますが、町はそういう認識はありますか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　先ほど申し上げましたように、自らの意思に基づいて行っている活動でございますので、一定相当の自己負担、受益者負担というものがあるのは仕方のないことだというふうに認識しております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　隣町の大江町におおえ町民大学ぷくらすカレッジというのがあります。ホームページに出ていませんので、直接行ってもらってきました。これが今年度の大江町の町民大学ぷくらすカレッジのパンフレットになります。非常にカラフルで中身がたくさんあります。

私たちの町のいきいきサークルと同じような活動ができているいきいき学部というのがあります。大江町のいきいき学部は、受講希望者５名に達したら講座を開催します。西川町は参加メンバーが８人に満たない場合には開催を取りやめる場合があると、今回お知らせに書いていました。講師は本町と同じように、町民が講師になっています。これまで培ってきた

知識、技能、趣味などを生かして講師として講座を実施してもらうということが書かれています。今年度は暮らしを彩る陶芸、焼き物ですね、着つけ教室、和太鼓体験、健康マージャン、ハーブ講座、宇宙をのぞいてみようという、それぞれ５回の講座になります。会場はほとんどが中央公民館です。

この大江町のいきいき学部の参加費は幾らかご存じでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　申し訳ございませんが、現段階で把握しておりません。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　全て無料です。お金は要りません。

陶芸とか焼き物、粘土代1,700円とか、着つけ教室はテキスト代1,500円とか、材料費などがかかるところがありますが、基本的には参加費は無料。会場ももちろん無料です。

大江町は５人で実施できて、会場費も受講費も無料。本町は８人に満たなければ切り捨てられて、そのうえ負担も多い。これでは、総合計画に掲げた町民が主役の環境とは到底言えないと思いますが、いかがですか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　町として、そういった方々を切り捨てるというふうな考えはございません。実際、そのようなニーズが高まってくれば、具体的に寄せられれば、検討していくべき問題だと考えております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　まちのおしらせのいきいき健幸事業、いきいきサークルの裏面に、まちづくり団体活動補助金、いきいき健幸活動補助金、団体募集というのがあります。ホームページには、いきいき健幸５団体を募集すると。ホームページには、高齢者が生き生きと健康で過ごすためのコミュニティー活動やクラブ活動に取り組む団体を応援します。町民みんなが元気に暮らせる町をつくりましょうと書かれています。

このまちづくり団体活動補助金は、講師代、会場使用料など全て町が出しますよと、１団体上限で25万円を町が補助金として出します。ところが、いきいきサークルは、１団体２万円です。７団体を合わせて僅か14万円と。１団体当たり、いきいきサークルは２万円、だけれども、まちづくり団体活動補助金、団体の健幸事業は１団体当たり25万円。この10倍以上の支援格差は、なぜ生まれるのですか。

○菅野議長　政策的なあれの答弁は、前もって言ってもらうと考えてくる。25万のほうの違い

というのがあるよ。

〔発言する者あり〕

○菅野議長　教育長、じゃ、答弁お願いします。

○前田教育長　ただいまご質問がありました補助金につきましては、こちらで所管しているものではございませんので、私どもからお答えする立場にはないと思います。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　今、教育長が言われましたように、まちづくり団体活動補助金、いきいき健幸活動補助金はつなぐ課になっています。ここは１団体で25万円。ところが、まなぶ課のいきいきサークルは１団体が２万円。ですから、これはまとまっていますから、町長答えるべきではありませんか。

○菅野議長　この答弁は、教育長宛てに出ていますので、当初の予定は。

石川課長、答えますか、つなぐ課。

〔発言する者あり〕

○菅野議長　傍聴席の方、おとなしく願います。

一旦時間止めてください。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時３１分

○菅野議長　光康議員、事前通告にないので、次の質問に移してください。

○７番（佐藤光康議員）　何で誠実にこういう問題は答えられないんですかね。町の姿勢が住民に問われると思いますよ。こういう問題、当然、町長にも関わってくる問題になりますから、それを答えるの当たり前じゃないですか。

じゃ、次いきます。

（３）です。

より多くの町民、特に、これまで無参加の層が気軽に参加しやすくなるよう、町としてどのような周知の工夫や支援に取り組んでいますか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　いきいきサークルについてのご質問だというふうに承って、回答申し上げます。

いきいきサークルの参加者が少ない年齢層は若年層や働き盛りの年代層と捉えていますが、決してそれらの年齢層に門戸を閉ざしているわけではございません。町としては、お知らせ版やホームページ、タブレット等で参加を広く呼びかける支援を行っており、実際の活動計画も年度ごとに学習者自らの主体的な話合いによって決定いただく立てつけとなっております。

ただ、いきいきサークルは、前身が高齢者大学や家庭婦人教室であったことから、主に高齢者・婦人層の学びの場としても必要性があるものと捉えております。

一方で、スポサポ活動などにつきましては、若い年齢層が主体の活動の場となっており、年代に応じた学びの場のすみ分けが必然的になされているものと捉えております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　大江町は、町民にこう呼びかけています。講師代や会場使用料は町が負担しますから、募集も町が行いますから、講座を開きたい方、ぜひ、あなた、力を貸していただきたいと。学ぶ楽しさ、教える喜びをみんなで広げていきましょうと、大江町はこう呼びかけています。河北町も、町民大学ひなカレッジという、きれいなひなカレッジという町民大学が河北町にもあります。

ここでも、あの人を河北町に呼びたい、あの人の話を聞いてみたいという方はぜひひなカレッジのスタッフになりませんかと、企画段階から町民をスタッフとして巻き込んでいるわけです。ですから、町民が主役の取り組みとなりますようぜひ、こういう努力をしていていただきたいと思います。

質問の２に移ります。

令和８年度西川町歴史文化学習会についてお聞きします。

（１）です。

主催する西川町歴史文化学習会実行委員会は、どのような団体・個人で構成されていますか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　議員ご質問の件は、実行委員会というふうなご質問でございましたが、正式には、西川町歴史文化学習会運営委員会のことと捉えて、回答させていただきます。

主催するこの委員会は、学習者の自らの意思で平成４年に立ち上げられた委員会で、趣旨に賛同する町民有志で構成されていると伺っております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　（２）に移るわけですけれども、その前に一言、言わなければならないことがあります。

この質問通告を出した後に、議長から電話がありました。西川町歴史文化学習会は町が直接お金を出していない団体だと、町は関係ないと。ですから、（２）、（３）については、町は答えないと言っていますよという、私に議長から電話がありました。

町から歴史文化学習会にお金が出ていない。本当ですか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　ただいまの件に関しましては、当方の認識違いから誤ってそのようにお伝えした部分がございます。町のほうから補助金のほうが出ております。これが実態です。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　町報に歴史文化学習会が掲載されました。町の広報紙であり、町民はそこに掲載された情報を信頼しているわけです。それだけでも関係ないでは済まされない。また、町長は、対話によるまちづくりを掲げています。補助金の支出すらきちんと把握していないで、事実と異なる理由で議員の質問を拒否しようとしました。これは、町民の代表である議会軽視であり、対話ではなく対話の拒絶ではありませんか。

町長の明確な答弁を求めます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　これは、議会としても大問題だと思うんです。事実を確認もせずに、議長を通じて質問を撤回させようとした。そういう議会を軽んじる姿勢そのものが問題なんです。お金が出ている団体だからこそ、その運営や受講費の妥当性を議会で論議するのは当然の責務なわけです。二度とこのような不当な圧力をかけないこと、ここで明確に、町長、約束していただきたい。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　先ほど、教育長が申し上げたとおり、確認不足だったということでございましたので、そこはおわび申し上げます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　議会に対する、議会の軽視、対話の拒絶に関してはどうですか。

○菅野議長　対話の拒絶ですか。対話、拒絶しているということはないと思いますが。

○７番（佐藤光康議員）　質問通告要旨を出して、答えないということは、対話の拒絶ではないですか。それは、町が私に、そういうふうに話が来たわけですから、対話の拒絶でしょう。

これは不当な圧力ではないですか。

もう二度としないということを約束していただきたい。町長、議長も、ある意味では、うそのことを私に伝えさせられた犠牲者なわけです。きちんと議会として町のほうにお願いします。

○菅野議長　前田教育長、お願いします。

○前田教育長　私どもの確認、認識不足から、大変申し訳ない状況を招いたというふうに認識しております。以降、そのようなことがないようにきちんと確認をして対応してまいります。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　町から議会にお話をして、議長に連絡をして、議長から私に来たということです。ですから、それは、町から議長にということは、教育長一人の問題ではないわけです。町の責任者の問題なわけです。それを自分で答えないで教育長に答えさせるなんてことはあり得ないんじゃないですか、町長。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　先ほど申し上げたとおり、申し訳ございませんというふうに、確認不足だったということでございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　明快な、議会軽視とか答弁の拒絶に関しては答弁ありませんでしたけれども、しっかりと議会をリスペクトしてやっていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がありませんので、次に移ります。

（２）です。

今年度の西川町歴史文化学習会の受講費が１回2,000円とのことですが、過去５年間の推移と今回の価格設定に至った背景、また、受講者への影響について認識を伺います。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　当委員会が徴収しております受講費については、私ども町としては一切関与しておりません。当委員会自らが協議をして受講費を設定しているものでございますので、町としてはお答えする立場にはないという認識でございます。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　町は関係ないというお話でした。

でも、歴史文化学習会が2,000円にしたいとは思わなかったわけです。今までは500円とか1,000円とか、今回は2,000円になったと。2,000円にせざるを得ない状況を放置していたと

いうことですね。

大江町や河北町は実行委員会やサークル任せにしないで、町が講師代や会場費をしっかりと支援しているわけです。例えば、大江町歴史文化研究会第１回学習会が７月４日、中央公民館で左沢高校の先生が大江町の歴史を語ります。参加費は無料です。資料代は200円だけ。無料です。会場使用料、講師代も町が負担します。

河北町には、町民大学ひなカレッジがあります。山形大学の先生を呼んで岡倉天心の「茶の本」や般若心経の学習会などもあります。全て１回500円です。

大江町は200円、河北町は500円。なぜ、西川町だけが４倍から10倍の2,000円という高額な受講費になるのですか。例えば、昨日、話題になりました川土居村の義務造林の学習会も入っています。多分参加したい方いっぱいいるでしょう。ところが、受講費が2,000円です。これでは、学ぶ意欲のある町民を経済力で足切りしているのと同じです。これが７次総合計画の楽しく学べる環境ということですか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　先ほど申し上げましたとおり、このご質問いただいております西川町歴史文化学習実行委員会は、全く町民の皆さんで構成されている任意の団体でございまして、その計画内容等についても、私どもが関与してああしろこうしろと言っているものではございません。この実行委員会が自ら企画して、そして、その会の運営をいかに持続可能性のあるものにしていくかということで、実行委員会自らがご判断いただいたものでございます。ですから、私どもは足切りをしているというふうな状況ではございません。その点はご理解をいただきたいというふうに思います。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　そういうまなぶ課の予算も非常に少ないわけですから、非常に苦しいところは分かりますけれども、補助金を出して広報紙に載せている以上は、町がその事業を町民が参加しやすいものに指導、支援の責任があるんではないですか。

では、（３）いきます。

町は、西川町歴史文化学習会に対して財政的及び人的、施設面でどのような伴走型の支援を行っていますか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　財政面では、幅広い経費に充てるため、令和８年度は補助金額４万5,000円の予算化をしております。人的、施設面では、使用機材等のサポートを職員が行っております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　西川町歴史文化学習会ですけれども、毎年、県外の地域への視察研修を行っています。福祉バスを使っていますが、ミニディや老人クラブは無料です。歴史文化学習会の研修会の福祉バス使用料はどうなっていますか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　この歴史文化学習会の利用について、無料化の対応はしておりません。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　例えば、大江町でおらだの町探訪ということで、五百川観音とか、左沢と三山線とか、バスに乗って大江町内を回る全５回の講座があります。年間1,000円です。ですから、バス代は当然町が出しています。

あと、寒河江では、寒河江さくらんぼ大学があります。魅力的な講座もたくさんあります。例えば、歴史探検学部、これ、いろんなところに、県立博物館に行ったり、いろんなところ回るバスで移動するやつもあります。これも、４回で2,000円ということになっています。

こういうふうなほかの市町村のいろんな魅力的な講座、それが500円とか無料とか、そういうので参加できる。どんどん町民のこういう学びたいという希望が、ほかの町に行くしかなくなるんじゃないですか。そこら辺はどうでしょうか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　ただいま、学びたいという町民がほかの町に行くしかなくなるのではないかというようなお話でございましたけれども、本町といたしましては、町民の皆様自らそういう生きがいを追求する活動というのは、非常に重要だというふうに思っております。そのようなことから、西川町のまちづくり団体活動補助金等の策も既に打っているわけでございます。町民自らの意思で学びの場を創出していくということは、まさに町民のウエルビーイングを向上する意味でも非常に重要だと思っておりますので、そちらのほうの施策も生かしていただきながら、お取り組みいただくということが非常に大切だというふうに捉えております。決して町民の学習ニーズに蓋をしているという状況にはないというふうに認識しております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　質問３に移ります。

今年度の具体的な主要事業についてお聞きします。

（１）町の今年度の生涯学習に関する具体的な主要事業にはどんなものがありますか。

○菅野議長　答弁は前田教育長。

○前田教育長　今年度の主要事業について、各年代ごとに分類してお答えいたします。

初めに、乳幼児・児童・生徒を対象とした事業は、西川町図書館のブックスタート事業、これは、１歳児への本の贈呈等を行うものでございます。それから、丸山薫少年少女文学賞「青い黒板賞」がございます。

次に、青年層を対象とした事業は、二十歳を祝う会、青少年育成推進員との連携事業、ボランティアサークルＣｏｌｏｒｓの活動支援、高校生を対象としたビジネスコンテスト等がございます。

最後に、全世代を対象とした事業は、西川町文化祭、西川町図書館のファンタイムライブラリー、月山俳句大会、視聴覚教材制作に係る支援、西川町生涯学習総合表彰式等がございます。

また、歴史文化資料館、大井沢自然と匠館、丸山薫記念館においても、それぞれの特性を生かした企画展やイベントを開催するなど、生涯学習の機会を多岐にわたって提供しております。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　日本国憲法、昨日、議員からも出ましたけれども、日本国憲法26条には、教育を受ける権利が規定されています。これは、子どもたちだけではなくて、一市民として成長発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする。固有の権利であることが、最高裁判決で示されてきました。学習をする権利は、生涯にわたって実現していくことにあるわけです。

大江町の例になりますが、エンジョイ講座は、若い人たちにも広げようと努力しています。対象を16歳以上にし、夜に開講しているものも少なくありません。和太鼓体験は３歳以上のお子さんをお連れいただいても大丈夫です。お子さんと一緒に太鼓を鳴らしましょうと呼びかけています。まさに、こういう権利を具体的に保証しようとする表れではないでしょうか。

大江町や河北町の先進事例を早急にひとつ研究をして、来年度の予算や事業計画に具体的に反映させるべきだと思いますが、最後に町長、その約束をしていただけませんか。

○菅野議長　教育長、答弁願います。

○前田教育長　各市町それぞれ、生涯学習には取り組んでいるわけですが、それぞれの市町の経緯と実情がございます。本町は、これまでの経緯を踏まえながら、現状として町民の皆さん自らが自立して持続性の高い学びの場、運動の場をつくり上げていくところを大事にしたいというふうに捉えております。

今、議員のほうからご指摘、ご紹介いただいた件につきましても、参考にさせていただきながら、研究を進めてまいりたいと思います。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　予算の問題ですから、町長に最後お聞きしましたけれども、答弁に立たれませんでした。非常に残念です。

私たち西川町民が学ぶ権利、いろんなところで学んでつながりたい、幸せになりたい、最後までがんばって西川町で生きたい、そういう方が本当に西川町に生まれて、生きていてよかったと言えるような取組が、ぜひ、町として障がい者も生涯学習もぜひ真剣に取り組んでいただきたいと強く求めて、質問を終わります。

○菅野議長　以上で、７番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○菅野議長　以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会　午前１０時５５分

令　和　８　年　６　月　１　２　日

令和８年第２回西川町議会定例会

議　事　日　程（第４号）

令和８年６月１２日（金）午前９時３０分開議

日程第　１　報告第４号　第２０期株式会社米月山の経営状況の報告について

日程第　２　報告第５号　第３５期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告について

日程第　３　報告第６号　令和７年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第　４　議案の審議・採決

議第２９号　財産（路線バス車両）の購入について

議第３０号　財産（福祉バス車両）の購入について

議第３１号　令和８年度西川町一般会計補正予算（第２号）

議第３２号　令和８年度西川町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第　５　請願の審査報告

日程第　６　議員派遣について

日程第　７　閉会中の継続調査申出

追加日程について

日程第　８　発議第３号　免税軽油制度の継続を求める意見書

出席議員（１０名）

１番	奥山友幸 議員	２番	黒田　啓 議員
３番	佐藤　大 議員	４番	飯野幹夫 議員
５番	荒木俊夫 議員	６番	佐藤　仁 議員
７番	佐藤光康 議員	８番	大泉奈美 議員
９番	佐藤耕二 議員	１０番	菅野邦比克 議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	菅野大志 君	教育長	前田雅孝 君
総務課長	荒木真也 君	企画財政課長 兼 つなぐ課長	松田淳一郎 君
町民税務課長 兼 会計管理者	片山尚希 君	健康福祉課長	佐藤　晃 君
みどり共創課長 兼 農委事務局長	鈴木雄太 君	かせぐ課長	石川朋弘 君
観光課長	柴田知弘 君	建設水道課長	宮林成明 君
病院事務長	土田里香 君	まなぶ課長	設楽友弘 君
監査委員	古沢美代子 君	西川町 総合開発㈱ 代表取締役	菅野大志 君
株式会社 米月山 代表取締役 社長	髙橋春二 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	工藤　誠 君	議会事務局長 補佐 兼議事係長	白田まゆみ 君

開議　午前　９時３０分

◎開議の宣告

○菅野議長　おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第４号によって進めてまいります。

ここで、株式会社米月山の経営状況の報告を行うため、髙橋代表取締役社長の入場を認めます。

〔株式会社米月山代表取締役社長　髙橋春二君　入場〕

◎報告第４号

○菅野議長　日程第１、報告第４号　第20期株式会社米月山の経営状況の報告についてを議題とし、報告を求めます。

髙橋代表取締役社長。

〔株式会社米月山代表取締役社長　髙橋春二君　登壇〕

○髙橋代表取締役社長　おはようございます。

日頃、当農業法人株式会社米月山の事業運営にご指導、ご協力、また、ご利用いただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。

第20期、令和７年度の経営状況についてご報告申し上げます。

令和７年産の山形県産の作柄指数については、平年並みの99から102となり、また、県産米品種別の１等米比率は、県平均で、はえぬきが91.7%、つや姫が97.3%、雪若丸は96.6%と、昨年とほぼ同じ水準に維持しました。

概算金については、現在の仕組みになった15年以降で最高額となり、増額幅も最大となりました。

品種別では、主力品種のはえぬきが60キロで２万8,000円、また、県産ブランド米のつや姫が３万1,000円、雪若丸が２万8,600円と、３銘柄とも前年から１万1,500円の増額となりました。

令和７年産主食ウルチ米の販売状況については、令和６年産米の価格高騰及び米不足が生じ、政府が備蓄米を放出し、米不足対策を実施した結果、その影響を受けて、令和７年産については、米不足対策として大手の集荷業者が高額で玄米集荷に走ったことから、家庭用、業務用米とも精米価格が高騰し、消費者の米離れが生じ、現在もパンや麺類にシフトしている傾向があり、米には戻らない状況にあります。

このようなことから、米穀卸が新規の仕入れを控える動きを検討し、玄米価格の市中相場が暴落し、令和７年産米の市中相場は、60キロで２万1,000円から２万7,000円水準で推移し、２万円台の販売メニューも出てきております。

精米についても、業務用向け提案価格の競争が激しくなっており、提案価格の下落により、外国産米の提案は減りつつありますが、家庭用、業務用とも多くの米穀卸が赤字覚悟で在庫を消化している現状となっております。

以上の米を取り巻く情勢の中、当社の取扱実績については、玄米、精米の販売取扱数量で381.85トン、計画対比64％、前年対比63％と、一部市町のふるさと納税精米数量の減及び大手ギフト会社の委託数量の減少などから、前年度を大幅に下回りましたが、売上金額で１億5,712万4,000円、計画対比134％、前年対比134％と、販売単価の高騰及び業務用精米の拡大、また、当西川町のふるさと納税精米の増で、これもひとえに町長はじめ行政のご指導の賜物と思っております。ということで、売上金が前年度を大幅に上回りました。

以上のとおり、今年度は、米価の高騰、そして下落と、目まぐるしく価格の変動、そして消費者の米離れが進む状況の中ではありましたが、精米数量の拡大と収益性の向上を目指して事業を展開した結果、経常利益は551万1,000円の黒字決算となり、税引き後の当期純利益は408万1,000円と黒字となりました。

詳細につきましては、６月８日の全員協議会で説明申し上げたとおりであります。

今後とも、米月山の事業運営にご指導、ご協力、また、ご利用をお願い申し上げまして、報告といたします。

○菅野議長　ここで、髙橋代表取締役社長の退場を認めます。

〔株式会社米月山代表取締役社長　髙橋春二君　退場〕

◎報告第５号

○菅野議長　日程第２、報告第５号　第35期西川町総合開発株式会社の経営状況の報告についてを議題とし、報告を求めます。

菅野代表取締役。

〔西川町総合開発株式会社代表取締役　菅野大志君　登壇〕

○菅野代表取締役　おはようございます。

それでは、第35期西川町総合開発株式会社の事業報告をさせていただきます。

当社においても、国内の景況同様に、人件費の高騰、物流、光熱費などの物価高騰の影響を受け、厳しい経営環境が継続をしております。そのような中、我が社では、町からの海味温泉事業や物流ネットワーク構築事業等を新たに受託するなど、地域課題解決に向けた地域商社的な事業にも果敢に挑戦をしております。

当期の前後に、新たに４名、うち町内出身２名の職員を採用したのは、地域商社事業の強化、また、育児休業等に対応するため、町内で働き場所の確保をしっかり確保するために投資をしてまいりました。

当社の当期売上げは、新たに先ほど申し上げた挑戦した事業のほか、品数を増やした銘水館売店部門、メニューのリニューアルを行ったレストラン部門、また、引き続きサウナ関連商品が好調な水沢温泉、２社のＯＥＭ生産を受注した月山自然水部門、さらには地域課題解決部門が売上増となりました。

この結果、総売上げは６億7,786万1,000円でございます。前年比に比べて7,350万円ほど増加をいたしました。これは、この結果、年商７億円の領域が視野に入ってまいりました。

当社の当期純利益を申し上げます。

売上げは好調でしたが、レストラン厨房機器の老朽化の更新や物価高騰の影響、さらには人件費高騰のあおりを受けて、1,491万円となりました。こちらは、前期比1,440万ほどの減益でございますが、黒字を確保することができました。税引き後利益は1,100万ほどでございます。これを配当原資にしまして、先日の株主総会において990万円の配当を行ったということでございます。

これも好調なのは、職員の努力とチャレンジする精神、また、もうからなくても町のためにやろうよというような挑戦の意欲と町を思う気持ちが、そのような好機、良好な決算を迎えられたのだと思います。

３年ぶりの配当になりましたけれども、できれば毎期あるいは２年に１回は、しっかり町民の皆様や町のほうに、株主になってよかったと思えるよう配当してまいりたいと思ってお

ります。

職員の方にもしお会いになりましたら、皆様からもお声がけいただくと、頑張ったなということでいただければ、職員の方もますます気張ると思いますので、ぜひ皆様からのお声がけもよろしくお願いします。

◎報告第６号

○菅野議長　日程第３、報告第６号　令和７年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、報告を求めます。

松田企画財政課長兼つなぐ課長。

〔企画財政課長兼つなぐ課長　松田淳一郎君　登壇〕

○松田企画財政課長兼つなぐ課長　報告第６号　令和７年度西川町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第１項の規定により、令和７年度から令和８年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費について繰越しいたしましたので、同条第２項の規定により報告をいたすものであります。

議案書17ページの繰越明許費繰越計算書をご覧いただきたいと存じます。

繰越計算書に記載しております12の事務事業につきましては、令和７年度一般会計補正予算（第５号）並びに（第８号）の中で、繰越明許費として計上したものであります。

第２款総務費、第３項戸籍住民基本台帳費の戸籍並びに住民基本台帳等に要する経費につきましては、戸籍の付票への旧氏記載及び旧氏の振り仮名の記載を行うためのシステム改修で、繰越額は184万8,000円、財源は全額国庫支出金であります。

第３款民生費、第２項児童福祉費の物価高騰対応子育て応援手当支給事業につきましては、物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、18歳以下の子ども１人当たり２万円の一時金の支給で、繰越額は38万円、財源は全額国庫支出金であります。

第４款衛生費、第４項水道費の水道事業会計繰出金につきましては、物価高対策として実施した水道基本料金の３か月無料化に係る４月分の経費で、繰越額は600万円、財源は、国庫支出金358万2,000円、一般財源241万8,000円であります。

第７款商工費、第１項商工費の物価高騰対策事業につきましては、つながる商品券として町民１人当たり２万円分の交付で、繰越額は商品券事業換金等事務委託料100万円並びに商品券交付金8,800万円の合計8,900万円、財源は、国庫支出金8,376万3,000円、県支出金523万7,000円であります。

同じく、新地創、「道の駅」を核としたローカルビジネス構築事業につきましては、大井沢温泉源泉不具合に伴う源泉配管検査及び水中ポンプの更新で、繰越額は645万3,000円、全額一般財源であります。

第８款土木費、第２項道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業につきましては、町道舗装補修工事で、繰越額は2,500万円、財源は、国庫支出金1,373万7,000円、町債850万円、一般財源276万3,000円であります。

同じく、町道改良事業につきましては、町道桧原線道路改良工事で、繰越額は4,100万円、財源は全額町債であります。

同じく、道路メンテナンス事業につきましては、町道東沢・梅沢線東沢６号橋橋梁補修工事などで、繰越額771万7,000円、財源は、国庫支出金364万7,000円、町債250万円、一般財源157万円であります。

第９款消防費、第１項消防費の消防施設修繕等に要する経費につきましては、老朽化により揚水不可となった中村ポンプ庫積載車の更新で、繰越額は1,390万5,000円、財源は、町債1,300万円、一般財源90万5,000円であります。

同じく、災害対策事務に要する経費につきましては、山形県衛星通信システム第３世代化更新事業負担金で、繰越額1,374万8,000円、財源は、町債1,020万円、一般財源354万8,000円であります。

第11款災害復旧費、第１項土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、町道高旭・東浦線及び町道太郎・若山線、町道東沢・梅沢線の道路災害復旧工事で、繰越額１億118万3,000円、財源は、国庫支出金8,133万4,000円、町債1,630万円、一般財源354万9,000円であります。

同じく、第２項農林業施設災害復旧費の林道災害復旧事業につきましては、林道下谷地平線災害復旧工事などで、繰越額2,000万円、財源は、県支出金1,396万8,000円、一般財源603万2,000円であります。

以上、合計12事務事業、繰越額３億2,623万4,000円、財源内訳は、国・県支出金２億749万6,000円、町債9,150万円、一般財源2,723万8,000円であります。

以上、報告いたします。

◎議案の審議・採決

○菅野議長　日程第４、これより議案の審議・採決を行います。

議第29号　財産（路線バス車両）の購入についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

片山町民税務課長。

〔町民税務課長兼会計管理者　片山尚希君　登壇〕

○片山町民税務課長兼会計管理者　議第29号　財産（路線バス車両）の購入につきまして補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成23年８月25日に購入いたしました29人乗りの路線バス、しらゆき４号が老朽化したことから、29人乗り車両１台の購入を行うものでございます。

指名業者、予定価格につきましては、議案参考資料の４ページを併せてご覧ください。

財産購入に当たり、太平興業株式会社山形支店、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店の２者を指名し、５月21日に入札を行った結果、寒河江市大字寒河江字古河江68－３、山形三菱自動車販売株式会社寒河江店が1,330万円で落札いたしましたので、消費税込み1,463万円で契約を締結しようとするものでございます。

設計金額は、消費税抜きで1,350万円、予定価格も同額となってございます。

納入期限は、令和９年３月23日としております。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第29号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第30号　財産（福祉バス車両）の購入についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

片山町民税務課長。

〔町民税務課長兼会計管理者　片山尚希君　登壇〕

○片山町民税務課長兼会計管理者　議第30号　財産（福祉バス車両）の購入につきまして補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、平成21年８月26日に購入いたしました26人乗りの福祉バス車両が老朽化したことから、29人乗り車両１台の購入を行うものでございます。

指名業者、予定価格につきましては、議案参考資料の５ページを併せてご覧ください。

財産の購入に当たりまして、太平興業株式会社山形支店、三菱自動車販売株式会社寒河江店の２者を指名し、５月21日に入札を行いました結果、山形市大字漆山字北上原1358番地、太平興業株式会社山形支店が1,310万円で落札いたしましたので、消費税込み1,441万円で契約を締結しようとするものでございます。

設計金額は、消費税抜きで1,315万4,545円、予定価格も同額となってございます。

納入期限は、令和９年３月23日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第30号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第31号　令和８年度西川町一般会計補正予算（第２号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

松田企画財政課長兼つなぐ課長。

〔企画財政課長兼つなぐ課長　松田淳一郎君　登壇〕

○松田企画財政課長兼つなぐ課長　議第31号　令和８年度西川町一般会計補正予算（第２号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,368万4,000円を追加し、総額を74億6,616万3,000円とするものです。

補正の内容は、緊急を要する事務事業に係る経費について所要の措置を講じるものであります。

初めに、主な歳出について申し上げます。

予算書９ページ、３、歳出をご覧いただきたいと思います。

第１款議会費、１項１目議会費については、会計年度任用職員を雇用するために１名分の報酬や議員研修負担金を追加するものであります。

第２款総務費、１項１目一般管理費については、議会事務局の会計年度任用職員１名及びにしかわ保育園調理師１名を雇用することに伴う共済費を追加するものであります。

４目財産管理費については、海味地内の大下団地、旧東部保育所跡地になりますが、分譲２区画の売却促進のために分譲地購入者に対する補助金として、土地購入後５年以内に住宅建築を確約できる方に対する定住化支援補助金として１区画当たり100万円、また、居住後、18歳以下のお子さんがいる世帯に対する子育て世帯支援金として１区画当たり50万円補助を行うため追加するものであります。

10ページ、７目地籍調査費については、芦沼田集会所用地の分筆登記を行おうとした際に地籍調査の地図修正が必要となったため、修正に伴う業務委託を追加するものであります。

８目職員研修費については、ハラスメント防止対策に係る研修費を追加するものであります。

２項２目賦課徴収費については、株式譲渡所得に係る還付金を追加するものであります。

５項２目経済センサス調査費については、県支出金の減額に伴う組替えであります。

11ページ、第３款民生費、１項１目社会福祉総務費については、デマンド型乗合タクシーの運行範囲を寒河江市まで拡大し、のってあべプラスとして実証運行を行う経費などを追加し、特定財源については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金など1,534万8,000円を追加するものであります。

２目老人福祉費については、介護保険補足給付の負担限度額改定に伴うシステム改修費分の特別会計繰出金を追加するものであります。

２項４目児童福祉施設費については、会計年度任用職員、調理師になりますが、を雇用す

るために１名分の報酬等を追加するものであります。

12ページ、第４款衛生費、１項１目保健衛生総務費については、地域における食育講座や調理実習で行う食材費、啓発資料作成のため、食生活改善推進活動補助金を追加するものであります。

第７款商工費、１項２目商工振興費については、物価高騰対策として新たな補助金制度を創設し、小規模事業者物価高騰対策支援及び持続化支援補助金を追加し、特定財源として、ふるさとづくり基金繰入金750万円を追加するものであります。

３目観光費については、月山スキーパンフレット作成やテレビＣＭ放映並びにＹＢＣラジオＣＭ料など広告宣伝費の追加、また、デジタル観光コンテンツ、ＡＩ謎解き第５弾構築の整備などを追加し、特定財源については、既決予算への充当も含め、新しい地方経済・生活環境創生交付金2,396万9,000円を追加するものであります。

13ページ、第８款土木費、４項３目公園費については、既決予算に対する財源、ふるさとづくり基金繰入金を1,000万円減額し、新しい地方経済・生活環境創生交付金1,345万4,000円を財源振替するものであります。

第９款消防費、１項２目非常備消防費については、旅費を追加するため、事業内における予算の組替えであります。

14ページ、第10款教育費、１項３目教育振興費については、西川小中学校インターネットプロバイダー変更に伴う経費などを追加し、同目内での事業間の組替えを行うものであります。

２項１目小学校管理費については、物価高騰の影響に伴い、小学校体育館棟屋根防水工事の追加、また、中学年棟と高学年及び図書館棟屋根の雨漏れ応急業務委託を追加するものであります。

４項１目社会教育総務費については、交流センターあいべ４階ルーフドレーンの漏水修繕費を追加、歴史文化資料館内かわどい亭厨房の水道管のさび除去修繕、保管されている字限図修復委託などを追加し、特定財源については、既決予算への充当も含め、新しい地方経済・生活環境創生交付金670万5,000円を追加するものであります。

３目自然と匠館管理運営費については、共聴組合維持費負担金の追加と、既決予算に対し、新しい地方経済・生活環境創生交付金507万7,000円を充当するものであります。

15ページ、４目社会体育総務費については、既決予算である新たなランニングイベントに対し、新しい地方経済・生活環境創生交付金63万2,000円を財源振替するものであります。

５項１目保健体育総務費については、会計年度任用職員として西川小学校調理師補助２名を雇用する経費を追加するものであります。

次に、歳入について説明申し上げます。

７ページ、２、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、第15款県支出金79万5,000円、第18款繰入金250万円をそれぞれ減額し、第14款国庫支出金6,578万8,000円を追加し、それでもなお不足する財源1,119万1,000円につきましては、第19款繰越金を充てるものです。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただけますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　２点お願いします。

10ページの２款１項５目で、芦沼田の地籍のやつ、この前、全協で説明を受けましたので、内容は理解していますけれども、これって何か今から地区と役場で、お金の配分が今からですというようなことだったんですけれども、確定の金額なんでしょうか、それともまだ流動的ということなんでしょうか、そこ１点をお願いします。

あと、14ページの10款２項１目ですけれども、小学校の屋根の改修工事89万円ほどありますが、これ当初予算でも一千五、六百万で補修が載っかっています。これって別の場所なのか、先ほどちょっと説明あったようですけれども、場所なのか、いろいろ今のご時世、資材等の値上がりで足りなくなっての追加なのか、そこら辺をもう少し詳しくお願いしたいというふうに思います。

○菅野議長　答弁は片山町民税務課長。

○片山町民税務課長兼会計管理者　ただいまいただきました佐藤議員の１点目の地籍調査の修正につきまして回答申し上げます。

事業費が概算かというお尋ねでございますが、昨年度来、地区と国の関係機関と町と内容についてご相談をさせていただいております。今回補正予算で上程させていただきました事業費については、現段階の修正の方向性を踏まえた概算でございます。今後、作業内容が確定していくに従って事業費のほうを確定していきたいと思っております。

以上です。

○菅野議長　２問目については設楽まなぶ課長。

○設楽まなぶ課長　佐藤議員のご質問にお答えいたします。

小学校体育館棟屋根修繕工事につきましてですけれども、防水工事につきましてですが、工事につきましては、体育館棟の屋根の防水修繕でございます。そのほか、中学年棟、図書館、高学年棟につきましては、応急処置の委託でございます。合わせて３つの場所というふうなことでございます。

こちら、先ほど申し上げましたように、物価高騰に伴う工事費予算の不足により、このたび補正要求をさせていただいたものでございます。

○菅野議長　６番、佐藤仁議員。

○６番（佐藤　仁議員）　１点目の芦沼田の件ですけれども、概算、消費税抜きにすると何十万まで金額なっていますので十分きちんとした積み上げだとは思うんですけれども、今から流動的だということで、これは最終的に終わった段階で町と地区との金額の配分を決めるということでしょうから、例えば足りなくなった場合、また補正を組んでやらなきゃならないというようなことの認識でよろしいのかだけお願いします。

あとは、学校のほうの防水のほうは、基本的には当初予算で足りなくなった分だと、それに対する追加じゃないですけれども、世の中の情勢で、それで仕方ないんだというような判断での予算組みだということの認識でよろしいということ。

ちょっと１点だけお願いします。

○菅野議長　答弁は片山町民税務課長。

○片山町民税務課長兼会計管理者　地籍調査修正事業の事業費ですけれども、佐藤議員おっしゃっていただいたとおり、概算でございますので、作業量次第では追加があるかもしれないという可能性は、土地家屋調査士さんのほうからお話をいただいているところです。

以上です。

○菅野議長　そのほかございませんか。

７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　２款総務費、１項８目職員研修費のことをお聞きします。

先ほど、ハラスメントのことだというお話でした。全協で説明がありました。町長個人の特化した外部研修がこれに入っているのかどうか。何かこの前、全協の説明では、職員と町長一緒になった研修というような感じしたんですけれども、町長個人のための特化した外部研修費用がここに入っているのかどうかお聞きします。

○菅野議長　答弁は荒木総務課長。

○荒木総務課長　お答えいたします。

まず、町長だけの研修というものはございません。職員に対しても同じように、ハラスメント防止のために受けていただくアンガーマネジメント研修、コンプライアンス研修を受けていただくために、もちろん町長も受講していただきますが、せっかくの機会でもございますので、職員もこちらの研修を受けていただきたいということで予定しているものでございます。

以上です。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　第三者調査委員会の提言があります。行為者である町長に対する措置と町長の責任ということで、こういうふうに述べています。

「町長はパワーハラスメントの何たるかを理解する必要性が著しく高く、町長に対し外部専門家によるハラスメントに関する意識を啓発するための研修・講習等の受講を強く求める」と。要するに、町長に研修・講習等の受講を強く求めるということです。

もう一つ、「風通しの良い職場環境を構築してコミュニケーションの活性化を図るため、町長自身が、感情をコントロールする手法についての研修、コミュニケーションスキルアップについての研修等を速やかに受けるべきである」ということで、町長個別の研修を求めています。

今の、職員との一緒の研修ということを言っていますけれども、これは第三者委員会の提言を軽視していると思うわけです。ですから、第三者委員会はきちっと町長の責任として求めているわけですから、提言の重みを厳粛に受け止めて、合同研修とは完全に切り離した町長個人のための専用プログラムを組むべきだと考えますが、町長の認識を伺います。

○菅野議長　答弁は菅野町長。

○菅野町長　予算のかかることですので、慎重に考えてまいりたいと思います。

○菅野議長　７番、佐藤光康議員。

○７番（佐藤光康議員）　今、個別の町長の研修プログラムをやるということはおっしゃりませんでした。やはり第三者委員会から速やかに受けるべきと強く求められているわけです。町長自身の再発防止に対する危機感、それから当事者意識がやはり決定的に足りないんじゃないかというふうに思うわけです。

ここで、この場で、町長独自の個別研修を必ず実施すること、いつまでにどのような内容

で実施するのか、その計画、具体的なスケジュールを議会に示すことをこの場で約束、町長、できませんか。

○菅野議長　光康議員、これ、予算の話なんですけれども。今の話は、予算……

〔「研修の」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　研修の予算ということですか。

答弁は菅野町長。

○菅野町長　先ほど申し上げたとおり、予算がかかる話なので、これから考えていかなくちゃいけないと思いますし、少なくとも私は、職員の行動を見て、この前の光康さんとの議論で不誠実だと言われましたけれども、私はちゃんと現場を見て判断したいと思いますので、そういったことは私は、ああ、こういうふうに言わないようにしなくちゃいけないなと勉強になりました。

○菅野議長　その他、質疑ありませんか。

３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　総務費の民生費であります。

その中の備品購入費ということで、福祉バス購入費の中のほうの備品だと思いますが、先ほど福祉バスの購入を承認いたしましたけれども、この備品というのは何だったのかなと。要は、最初の見積りの中に入っていなかったものだと思いますけれども、何だったのかなということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

福祉バスなんですけれども、カラーリングは、福祉バス独自のカラーリングなのかなと。町のバスのカラーリングにして、町営バスとか通学するスクールバスとかあたりの転用というようなことはあるのか、ちょっとその辺もお聞きいたします。

○菅野議長　答弁は片山町民税務課長。

○片山町民税務課長兼会計管理者　ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

３款の備品購入費についてですけれども、このたび補正のほうで組替え、上程させていただきましたのが、バスの、先ほど、８日にご説明申し上げました実証事業に使わせていただきます車両に掲載しますｉＰａｄ、あとアルコールチェッカーの備品を組替えと予算要求のほうで対応させていただきたいということで要求させていただいたものです。

以上でございます。

○菅野議長　３番、佐藤大議員。

○３番（佐藤　大議員）　福祉バス購入費に関わることがあるのかなと思ったけれども、それ

はないということですか、それとも福祉バスの車両自体もその事業に使うということなんですか。

○菅野議長　答弁は片山町民税務課長。

○片山町民税務課長兼会計管理者　回答いたします。

福祉バス購入費も、こちらの資料のほうに掲載ありますが、福祉バスに係る部分につきましては、車両購入に係る組替えを要求させていただいております。備品購入費で記載ありますのが、のってあべ拡大事業に係る、ただいま申し上げました備品の購入費の要求でございます。

以上でございます。

○菅野議長　そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第31号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第32号　令和８年度西川町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長。

〔健康福祉課長　佐藤　晃君　登壇〕

○佐藤健康福祉課長　議第32号　令和８年度西川町介護保険特別会計補正予算（第１号）について補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算案をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億6,066万円とするものであります。

７ページ、３、歳出をご覧ください。

歳出から申し上げます。

第１款第１項の総務管理費につきましては、令和８年度介護保険給付の負担限度額改定に伴うシステム改修に係る委託料44万円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

６ページをご覧ください。

２、歳入。

歳入につきましては、第３款国庫支出金は、令和８年度介護保険給付の負担限度額改定に伴う介護保険システム改修補助金22万円、第７款繰入金22万円をそれぞれ追加するものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○菅野議長　本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○菅野議長　質疑なしと認めます。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第32号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願の審査報告

○菅野議長　日程第５、請願の審査報告を議題とします。

請願第１号　免税軽油制度の継続を求める請願書について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、佐藤仁議員。

〔産業建設常任委員長　佐藤　仁議員　登壇〕

○産業建設常任委員長（佐藤　仁議員）　それでは、報告いたします。

産業建設常任委員会に付託されました請願第１号　免税軽油制度の継続を求める請願について、審査報告を申し上げます。

お手元にお配りしてある請願審査報告書のとおり、本委員会において慎重に審議した結果、全員賛成をもって願意は適当と認め、採択と決定いたしました。

以上のとおり報告申し上げましたが、十分ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上

げます。

以上です。

○菅野議長　ただいまの委員長報告に対し、質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　なしと認めます。

質疑、討論なしと認め、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第１号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、請願第１号は採択とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○菅野議長　日程第６、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

◎閉会中の継続調査申出

○菅野議長　日程第７、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しております閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○菅野議長　ただいま、６番、佐藤仁議員から発議第３号　免税軽油制度の継続を求める意見書が提出されました。

書記に議案書を配付させます。

〔議案書配付〕

○菅野議長　これを議事日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　異議なしと認めます。

よって、これを議事日程に追加し、追加日程第８、発議第３号　免税軽油制度の継続を求める意見書とします。

◎発議第３号

○菅野議長　追加日程第８、発議第３号　免税軽油制度の継続を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

６番、佐藤仁議員。

〔６番　佐藤　仁議員　登壇〕

○６番（佐藤　仁議員）　免税軽油制度の継続を求める意見書でありますが、ただいま提出したとおりであります。

提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣であります。

内容を十分審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○菅野議長　本案に対する質疑、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野議長　質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第３号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅野議長　全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議・閉会の宣告

○菅野議長　以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和８年西川町議会第２回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会　午前１０時２９分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

署　名　議　員

署　名　議　員